

ごとくである以上、放送事業は比較的小單位地域に基いて行はれ、また農民及び程度の差こそあれ、無學の人々にも面白く且つ爲になるものでなければならぬ。このやうなことは、多數のローカル放送局を設置し、また各言語區域内の多くの村々に公有受信器を備へることによつて、始めて可能である。ソ聯邦では受信器の使用料は徴收されてゐないが、大部分の農民は、野外又は村内の公會堂及び學校のやうな公衆の集る場所に設けられた公衆受信器を利用してゐる。放送プログラムは色々の番組をとりまぜたもので、音樂あり笑話あり、衛生・育兒・農事・協同作業・農村開發の新計畫に關する題目あり、また、政府當局が農民に知らせたいと思ふ農業組織計畫に關する解説などがある。ソ聯における一切の事業がさうであるやうに、この放送事業も全部國營であるが、この放送制度が發展を見たところに徴すれば、インド農民と大して徑庭の無い農民にピッタリ受けるプログラムを作成し放送するのに、事實上何等の技術的困難その他の困難がないことが分明する」と。

さて、インドにおいては、少くとも最初のうちは、政府自身がこの農村放送事業計畫の責任機關となるべきである。といふのは、その場合、政府内國民教育關係の若干部局の官

吏は、教育・指導對象たるべき農民に直接「發言」する機會を持ちうる譯であり、また、政府の統制によつてラヂオを通じて行はれる反政府的乃至不健全な宣傳を抑へることが出来る。普通の大きい部落ならば、年一家族當り約一ルーピーの金を宛めてラヂオ受信設備資金をつくることは困難ではないし、また、この資金の徴收に當つては、部落民が日頃納付に慣れてゐる地方税の一部として負擔させることも出来よう。

(七) 動力

さて、以上我々はインドにおける交通・通信の實力を檢討して來たが、こゝで交通其他の目的に供せられる動力について言及することは、まんざら所を得ぬ譯ではあるまい。まづ、石炭についてみよう。石炭は充分な量さへ得られれば、機械力の時代においては長い間燃料として用ひられて來た。一九三一年の石炭産出高はイギリス二二三百萬噸、ドイツ一一九百萬噸、フランス一五五百萬噸であつたが、アメリカはこれら三國の産出高を合計したよりも多かつた。一方、インド（土侯國を除く）の石炭産出高は僅かに二二百萬噸で、

アメリカのそのの二十分の一に過ぎなかつた。一體、インドの石炭層分布は廣くなく、また一般に品質も貧弱である。だが、森林が多く薪は低廉であるから、これが屢々有利な代用燃料とされることが屢々あつた。次に石油であるが、大戦後動力源としての石油の使用は増加し、主要工業國は世界の油田の支配をめぐつて劇烈な鬭争を展開した。一九三一年における石油年産高の多少の順に従つて、主要石油産出國を列擧すれば次の如くである。アメリカ一七百萬噸、ソ聯二百萬噸、ヴェネズエラ一七百萬噸、ベルシヤ約六百萬噸、これに對しインド及びアルゼンチンは各々百萬噸であつた。ソ聯は一九三二年の石油産出高を一九二七年のそれより八五パーセント増大すべき計畫を樹立してゐる。ソ聯の石油資源は今日尙未開發であるが、世界最大のものと思はれてゐる。インド（ビルマを含む）の油井から生産された石油は、一九三〇年には五・二五千萬ルーピーで、そのうちビルマのみで四・二五千萬ルーピーを占めてゐる。そして、事實上、ビルマの輸出可能石油剩餘高の全部即ち金額にして三千萬ルーピーの石油は、燈油五千萬ルーピーを別とするも、すべてインドに賣られたのであつた。インドは、この他同年において、二千萬ルーピー以上

の燃料用石油及び約六千萬ルーピーの燈油を外國から買入れてゐる。インドは其他の國々と同様、ビルマ、ベルシヤ、アメリカ及びソ聯に石油の供給を依存してゐるのである。

次に電力に移らう。近年、インドにおいても水力發電に關して若干の進歩が見受けられる。だが、その生産高は先進諸國と比較すれば、ほとんど無に等しいものである。

インドの河川の水は若干の場所では發電用に供し得るが、何せ乾季の水量は極めて少いから、相當大がかりな貯水池が必要である。ある場合には、發電に利用した後の水を灌漑に用ひることも出来る。かうすれば、貯水に必要な巨額の經費をある程度相殺することが出来る。

推算によれば、インドには二七百萬馬力の可能發電力源があるが、實際開發されてゐるのは〇・八百萬馬力即ち三パーセントに過ぎない。だが、近き將來において、この數字は一・七五百萬馬力に増加すると思はれる。そして、このうちの約半ばはボンベイ州の西ガーン Western Ghats で開發されつゝある。もしもインドが將來發展せんとするならば、一人當り電力消費量が増大せねばならぬ。たとへば、カナダは人口一人當り四五〇ワット

の電力を消費してゐるが、これに對してインドでは僅か一ワットしか消費して居らない。次表は世界の主要國と比べた場合、インドの水力電氣の開発がいかに進んでゐないかを示すであらう。

水力電氣資源

國名	可能發電量(百萬馬力)	實際發電量(百萬馬力)	全體に對する百分比(%)
アメリカ	三五〇	一一七	三三
カナダ	一八・二	四・五	二五
フランス	五・四	二・一	三七
日本	四・五	一・七	三七
スペイン	四・〇	一・〇	二五
イタリー	三・八	一・八	四七
スイス	二・五	一・八	七二
ドイツ	二・〇	一・一	五五

インド

二七・〇

〇・八

三

上表はインドの數字を除く外は、すべてワールド・アルマナック World Almanac, 1932, New York. から採つた。インドの數字は權威のある數字ではなくて、概數である。

我國の電力生産高の全體に關する信憑すべき數字は皆無である。信ぜられてゐるところによると、あらゆる電源からの電力生産高は約一・八百萬キロワット時であると云ふ。一九三一年に日本は一四〇億キロワット時の電力を生産したが、そのうち一三〇億キロワット時は水力發電によるものであつた。また、同年にアメリカでは一一五〇億キロワット時の電力が生産され、うち二七五億キロワット時が水力發電によるものであつた。アメリカの電力生産高は全世界のその四五百パーセントである。

インドにおいては、電力の利用はボンベイのごとき少數の工業中心地及び重要都市の照明に漸次用ひられてゐるが、工業用電力の使用は一定の豫め決定された計畫に従つて培養されて居らない。即ち、他の國々が積極的に周到な計畫を遂行しつゝあるのに、インドは單に未來を待つと云つた風である。たとへば、イタリーは一九二九年に三千哩に及ぶ鐵道

を電化した。アメリカでは約七五パーセントの工業が電化されて居り、ドイツ及びカナダでは同じく七〇パーセント、イギリスでは五〇パーセントが夫々電化されてゐる、だが、我々の知る限りでは、インドでは電力の使用を實證すること統計は手に入らない。

一九三三年三月號のアメリカン・エコノミック・レビュー誌 American Economic Review は、世界諸國の一日當り電力生産高について次表のごとき示唆に富む數字を掲げてゐる。

一九二九年度世界動力一日當生産高

國名	單位百萬馬力時			合計	人口一人當一日動力生産高馬力時
	人力	石炭	石油		
インド	一〇六	三四	八	三	一五一・〇
アメリカ	四〇	一、〇〇一	四八一	一二二	一、六四三・〇
カナダ	三・三	五五	一七・六	五九	一三四・九
イギリス	一五	二七〇	二八・三	四	三二七・三

ドイツ	二二	三三三	九五	一三	三七六・五	六・〇四
フランス	一四	一二七	一二・三	二四	一七七・三	四三五
日本	二二	五二	七	三〇	一一〇・〇	一・七五

本表によれば、機械動力に對する人間勞働力は、世界でインドが一番多く用ひて居り、人口一人當毎日勞働力生産高はその爲極めて低い。かくて、インドの指導者達の將來の任務は、組織を結成し、近代科學の技術的結果を最もよく利用し、それによつて本表に示されたインドの低い位置により傳へられた非難を一掃すべく立つことであらねばならぬ。

(八) 將來の計畫

我國における現有交通・通信手段は、概要以下のごとく要約し得るであらう。即ち

- (一) (a) 道路——舗裝道路七四、〇〇〇哩、非舗裝道路一六〇、〇〇〇哩
- (b) 自動車——使用臺數約二〇〇、〇〇〇臺
- (二) 鐵道——哩數四二、〇〇〇哩

- (三) 海運——インド人經營會社九、總噸數二〇〇、〇〇〇噸
 - (四) 郵便——郵便局二四、〇〇〇局。年取扱郵便物一、二一〇百萬個
 - (五) 電信——電信局數一三、〇〇〇局。年取扱電報數一八百萬通
 - (六) 電話——交換局數三〇〇。通話數五六、〇〇〇通話
 - (七) ラヂオ——政府經營無線放送局三一局。主要都市の放送局若干、但し數は不明
- 以上のとき交通・通信の狀態は、一・八百萬平方哩の國土と三五三萬人の人口とを有するインドにとつては、近代諸國家において利用されてゐるものと比すれば實に慘めなほど微々たるものである。従つて、インドにおける交通・動力に關する將來の計畫を樹てる場合には、以下の諸開發計畫を當然包含せしむべきである。即ち

(一) インドの全交通關係會社の代表より成る全印交通委員會 An All-India Board of Communication を可及的速かに設置する。本委員會はインドの交通需要一般に關する研究を行ふ他、特に將來における道路計畫をも調査し、尙これらの計畫の實施に必要な實際的な資金調達案をも考究することを任務とする。また、本委員會は州交通委員會 The Pro-

vincial Transport Committees の専門的諮問機關たることを要する。現在、インドの道路哩數は三〇萬哩以下であるが、道路計畫を樹てるに當つてはこれを五ケ年以内に少くとも百萬哩に増加することを目標とすべきである。

(二) インドの主要中心地に自動車工業を創設し、インドにおいて登録された自動車臺數(一九三一年には約二〇萬臺)を五年以内に最低三五萬臺に増加するやうな方法を講じこれにより先づ人口千人に一臺の割で自動車を供給するやうにする。

(三) 機械、電氣、鐵道、船舶及び鑛業の各技術に關して、インド國內のインド人學生に對し完全な教育訓練を行ふやう直ちに方策を講ずる。また、インドの鐵道に必要な機械・資材の製造を國內工場で行ふやう大々的に事業に着手し、これにより五ケ年以内に鐵道資材の對外依存から解放されるやうにする。

(四) 適當な立法上其他の措置により、インド船がインド沿岸諸港と外國との間の貿易に従事することを許可するやう新たに努力を拂ひ、また特權を有する外國會社との經濟關係に對して適當な保護を與へる。船舶局 Shipping Board は造船計畫を起草し、この案の

遂行によりインドが近き將來において最低一・五百萬噸の船舶を保有するやうにする。インド海域において定期航海に従ふ汽船會社に對しては、五ヶ年以内に高級船員の少くも五〇パーセントはインド人を使用することを法律によつて義務化する。これはインド人に対する海事訓練に大きな刺戟を與へるであらう。

(五) インド政廳航空局は交通手段としての飛行機の效果的な普及方法を案出すべきである。たとへば、十萬人以上の人口を有する各都市は定期旅客機に對する適當な飛行場を設け、航空士・機關士養成を目的とする正規の學課をインド人に授ける施設を行ふ義務を負ふ。政府は飛行場・着陸場の費用及び専門教官の人件費を分擔し、この費用の一半を負擔する。

(六) インド各州を數單位に區劃し、各單位は同一の方言が用ひられ、又は理解される大體五百部落の部落から成るやうにする。各單位には一つの中央ラヂオ送信所をつくり、各部落には受信器及び擴聲機を備付ける。また、毎日教育及び通俗的なトピックに關してこれらの中央放送局から行はれる放送は、地方官民の協力を得て番組を定め、放送事業の

遂行に關しては政廳が責任を負ふ。

(七) 低廉な電力をインドの工業及び公共事業は勿論家庭用に供するといふ窮極の目標を以て、國內電力開發に關する大規模な計畫を樹立する。可能電力量二七百萬馬力の少くも五〇パーセントが實際利用され、活動するに至るまでは開發の手を弛めてはならない。

第六章 外國貿易及び内國商業

世界貿易及びインド貿易の概観——輸出——輸入——内國商業——海上貿易

(一) 世界貿易及びインド貿易の概観

世界貿易總額は歐洲大戰前三年間の平均一、一〇〇億ルーピーから一九二九年の一、九〇〇億ルーピーに増加した。だが、一九二九年以來は世界經濟恐慌の荒波が押し寄せた爲に、一九三三年の貿易額は前年度の四〇・七パーセントに激落した。貿易は當該國間相互のグッドウィル及び信用に基いて繁榮するものである。だが、大戰の教訓とヴェルサイユ條約の諸規定は諸國相互間の信用をいたく梗塞せしむるに至らしめた。即ち、債權國側は自國金保有高を保持する爲に、商品態ではなく金を以てする貸付金の償還を要求した。一方、債務國側は輸入品を金で決済することが出来なかつたから、まもなく自國の生産を高

める爲、關稅と經濟計畫とに依據することの緊要なることを知るに至つた。かくて、「經濟的國家主義」"Economic Nationalism"の政策、従つて又、その結果としての増産政策が近年大部分の國々で好んで採られてゐるが、それは當然農産物價の激落を随伴したのである。また、それは以前完成品を輸入してゐた國々の購買力の減退を結果した。原始生産物價改善を目的とする努力、たとへば若干の國々における作付計畫 Crop-Planning、及び食用穀物の大量的破棄のときは、その一面に後進諸國の何百萬人の民衆が飢饉線上を彷徨してゐることを合せ考へれば、有益な努力であるどころか、寧ろ悲壯な觀物と云ふべきものであつた。其他の便法、たとへば輸入を少くし輸出を多くするとか、平價切下とかまた爲替操作とかの諸便法と雖も單なる姑息的方便に過ぎなかつた。

ヨーロッパの先進諸國は、各々自國の利害に傷心しつゝも、世界貿易を平常狀態及び繁榮狀態に引戻さうとして、相互協力して幾つかの試みを行つた。即ち、ヴェルサイユ條約後十五年間において開催された國際會議は五〇を超え、國際經濟會議は二八を數へた。だが、これらの會議によつて提案せられた救濟策は國際貿易を甦生せしめ、關係諸國の繁榮

を恢復する上に成果を挙げなかつた。そして貿易の萎縮は持續したのである。この間、アメリカの現大統領（譯註、F. D. ルーズベルト）により效力を發生せしめられた復興計畫 Recovery Plan（譯註、所謂「産業復興法」N. R. A, National Industrial Recovery Act）を軸とする産業復興を目的とした國家的計畫の下に、國家活動の全部門を統合せんとするアメリカの尨大な實驗は、目下全世界の鋭い關心と期待とをあつめつゝある。

さて、一九二九年以來の經濟恐慌は、イギリスにおける商取引の状態に悪い影響を與へた。従來、ロンドン是世界の國際貿易・金融の中心地として自他共に許されてゐた。ところが一度貿易差額の逆調の風聞が立つや、イギリスに流入してゐた外國資金の大量引上げが起つた。と同時にイギリスの輸出品に對する需要も亦縮小した。かくて、この二要因の齎した結果として、イギリスは金本位を離脱し關稅障壁による自國工業製品保護の政策を採用することゝなつた。では、かゝる政策がインド貿易に及ぼした影響はどうであらうかと云ふのに、インドはその結果約二〇億ルーピーにのぼる金を一九三四年七月まで現送しつゞけたのである。一方、オッタワ協定其他の協約による自治領、インド及び諸植民地と

の帝國內貿易を促進せんとしたイギリスのも一つの努力は、帝國內諸國の二、三に貿易の恢復を齎す役にある程度まで立ちはしたが、本書執筆中（譯註、一九三四年）における一般状態は、まだく満足すべきものではない。

さて、こゝで將來の展望を行ふならば、將來における諸國家間の貿易は漸次贅澤品及び不可缺の必要品及び個々の國が個々その生産を獨占してゐる特産物の貿易に限局されるに至るであらう。また、貿易數量は新たな經濟的國家主義の成長に伴ひ減退の傾向を示すであらう。

豫想せられるごとく、インド貿易は遅々たる發展をなし來つたが、それがインドに及ぼした影響は國民にとつて好ましいものではなかつた。なるほど、インドは原始生産物に關して他國に依存して居ないから、満足すべき貿易状態を有するかやうに豫想されるかも知れぬ。だが、インドは勞務、債務に對する利子、外國投資に對する利潤、外國貿易及び事業の利益、其他貿易收支・貿易外收支上の受取勘定を決済する爲に年々多額の出超を持續せねばならぬのである。

近年著しかつた金及び銀の移動を度外視すれば、一九三二—三三年の商品輸出入額は夫一三六千萬ルーピー及び一三三千万ルーピーで、結局三千万ルーピーの出超である。これに對し一九二九—三〇年の數字は夫々三一八千萬ルーピー及び二四一千万ルーピーで出超は七千万ルーピーであつた。物價の低落を考慮し、一九一三—一四年度の價格を基準として計算するならば、一九三一—三二年の商品貿易總額は三四三千万ルーピー、これに對して一九二九—三〇年のそれは四五二千万ルーピー、戦前即ち一九一三—一四年のそれは三二七千万ルーピーである。また、平準年度におけるインドの一人當外國貿易額は年に一八ルーピーであるが、これは世界中で最も低いものである。

三〇年前には、インドの貿易は、カナダの二倍、日本の三倍以上であつた。しかし、今日ではこれら兩國の何れよりも少い。過ぐる歐洲大戰に際してヨーロッパ諸國が戦争に忙殺されてゐた時、アメリカ、日本及びカナダは、自國資源の開發の機會を擲んだ。一九二九—三〇年には、インド人口の三パーセント弱を有するに過ぎぬカナダの貿易額は、インドのそれよりも一五パーセントも多かつた。しかも、戦前即ち一九一三—一四年度におけ

るインドの貿易はカナダより六三パーセントも多かつたのである。また、同じ戦争中の時期において、人口一人當り貿易額は、カナダでは四四ルーピーから一〇五ルーピーに、アメリカでは一三二ルーピーから二七六ルーピーに増加したが、他方インドのそれは事實上一八ルーピーに固定して動かなかつた。上記諸國の發展の原因は、農・工業生産促進政策新交通網、市場其他經濟上の要件の設立政策、及び銀行其他商取引上の施設の創設政策の強行にあつた。これに反して、インドは戦後の時期においてさへ、自國貿易を擴充する好機を利用しなかつた。インドの商取引は適切な組織の援けを藉りることなく、また、一定の政策の力によることもなく行はれたのである。即ち、外國の激甚な競争に抗して貿易改善の爲に能ふ限り最善を盡す任務は、個々の貿易商人及び商社の手に委ねられてゐるのである。

一九二九年ハンブルグで行つた演説のなかで、インド駐在商務官H・A・F・リンゼイ(現在のサー・ハリー・リンゼイ) H. A. F. Lindsay は、インド工業の發展を論じて曰く、インドには一切の工業的繁榮に必須な三つの大きな力、即ち原料、資金、及び人的資源とい

43%のM、Materials, Money and Men が共存してはゐるが、未だ適切な調整をうけてゐない、と。加之、生産を促進するも一つの重要な力即ち市場がある。恐らく世界の他のどの國も持合せてゐぬやうな貿易發展の可能性をインドは持合せてゐるにも拘らず、その廣大な國土及びその任務の重要性に相應するやうな貿易育成の適當な機關は存在しない。また、工業の發展も相當程度の進歩の跡を示して居らない。

農業生産も亦、今日と戦前と比較してみるに、何等これと云つた進歩を示してゐない。インドは世界米作高の四〇パーセント及び世界小麥生産高の一〇パーセントを生産してゐる。そして、インド米はその八パーセントが輸出に振向けられ、以てインドを世界第一の米の輸出國たらしめてゐる。それで、もしもインドの尨大な人口が腹一杯に食ひ些かでも消費力を増加するならば、今日と同様の主要食用生産物輸出國としての役割を持續し得る爲には、現在生産されてゐる食穀の全部が必要であるのみならず、生産高を相當増加することが必要であらう。また、もしもその人口が過去十年間におけると同一のテンポで急速に増加し續けるならば、矢張り同じ結果が生ずるだらう。

インドは、將來においては、農工業生産を充分増大せしむることによつてのみ、對外債務の重荷に堪えることが出来る。即ち工業生産の増加は輸入を減らすであらうし、農業生産の増加は輸出を増加するであらう。かくて、兩者相俟つて緊要な貿易收支の順調を維持することに出来る。而して、農工業の調和的な發展及び國內消費と對外販賣の計畫化をいかにして行ふかといふ問題こそ、現在インドが當面する問題なのである。

(1) 輸 出

一九三二—三三年におけるインドの商品輸出總額は一三二千萬ルーピーに達したが、その主要品目は以下のごとくであつた。

黃麻及び黃麻製品	三一千萬ルーピー
棉花及び綿製品	二四 同
穀物及び豆類	一六 同
茶	一七 同

種子

一一一 同

これらを合計すれば輸出總額の四分の三を占める。殘餘は皮革、ラック、油槽、ゴム、香料、木材及び其他雜品から成る。この他に總計七〇・六六千萬ルーピーに達する金・銀の輸出があつた。——因みにこれはインドの貴金屬輸出額の最高記録である。そして、金銀の輸出を含めた一人當り輸出額は五・七ルーピーであつた。

商品輸出額は過去三年間に三一三千万ルーピーから一三二千万ルーピーに、即ち五八パーセントの減退を見せた。そして、このうち九七千万ルーピーは黄麻及び棉花の輸出減退だけで齎されたものである。

さて、インド輸出貿易の主な特徴は、この國が熱帯食料品及び外國工業に對する原料品の輸出國であるといふことにある。これら輸出品は原始的農耕方法によつて得られる生産物から成り、低價格且つ採算不能のものであるが、その一面、インドから完成品輸出は萎縮しつつあるのである。そして、順調な貿易差額は、輸出可能商品が市場を見出し得る限りにおいてのみ維持される。これらの市場中、最も重要なのは英本國と日本とであつて、

兩國はインドの棉花、小麥及び茶の消費者である。ヨーロッパ大陸も亦油槽、皮革の市場である。インドの黄麻輸出は絶対に確保されてゐるが、それは黄麻を産するのは世界中でインドだけであり、即ちインドは黄麻生産を獨占してゐるからである。だが、インドの食用穀物輸出總額の九三パーセントを占める米及び小麥は、將來は減退すべき運命にある。といふのは、南米の廣大な地域、アフリカ、イタリー、及び日本の諸國は、インドと同様な氣候・土壤の狀況を備へて居り、機械の使用及び科學的農耕方法の採用により、これら食用穀物の生産を急速に増しつゝあるからである。たとへば、インド（ビルマを含む）から日本への米の輸出は一九二四—二六年の四一・八百萬ルーピーから一九二八—二九年の百萬ルーピーに激減した。また、インドからの小麥の輸出は戦前においては百萬噸を超えてゐたのに、一九三二—三三年においては僅か二千噸に減少した。最近における日本の印棉不買は、日本が印棉買付を行はずとも綿工業を維持して行けることを示してゐる。何故かと云へば、アメリカは棉花に關してはインドを壓する強力な競争國であるからだ。かう考へて來ると、輸出貿易維持策を手遅れにならぬうちに特に力を入れて講じない限り、イ

インド輸出貿易は將來減退する危険があることが分る。後述する諸國策及び效果的な關稅を實施するならば、消費の増加に對する刺戟が與へられるであらう。民族工業品の生産増加従つて工業品輸入の減少は輸出貿易の減退の危険を相殺し得るであらう。

インドの黃麻及び茶の輸出は、これとは異つた足場の上に立つてゐる。一九三二—三三年における黃麻及び茶の輸出額は、輸出總額のそれ〴〵二三パーセント及び一三パーセントを占めてゐた。また、それらの輸出額の四〇パーセント以上に及ぶ生産、管理及び貿易は、イギリスの業者により組織・經營されてゐる。かくて茶、黃麻に關する範圍では輸出貿易は、他國の貿易政策に變化があつてもその影響を蒙ることがないであらう、と思はれる。

けれども、こゝに納得して置かねばならぬのは、インド輸出貿易の一般的増加は必ずしもインド國民の富の増加を意味しない、といふことだ。即ち、たとへばイギリスのとき國の場合における輸出の一般的増加は、工業用原料の輸入増加を齎し、かくてその生産的な富を増すであらう。しかし、インドの場合、輸入工業品の代金決済のためにされる農産

物輸出の同じやうな増加は、國內に潤澤な原料で國內生産をした方が遙かに有利なのであるから、インドにとつては經濟的損失になるわけである。

かくて、近き將來におけるインド輸出貿易に關しては三つの主要な考察が浮び出る。第一は、インドは第八章に列擧された老大な對外債務の履行の爲に巨額の出超を維持せねばならぬことである。第二は今日大量に輸出されてゐる商品即ち食用穀物及び棉花のとき商品はその生産は他の國々で増加しつゝある。將來においては有利な外國市場を見出し得ぬかも知れぬ、といふことである。それ故、工業用原料の生産及び新作物の栽培は、國內市場及び確實な輸出市場の需要と睨み合せて行はねばならない。第三に、輸出商品市場を容易に得るためには、集約的・科學的農業——因みにインドの風土的條件はこれに全く適してゐる——及び組織的な格付及び販賣方法を今日インド農民の間に行はれてゐる原始的生産・販賣方法に代へるべきである。もしも、これらの目的に副つて國策を定めるならば、インドの安定と成長に必須な輸出超過は確保せられるであらう。

(三) 輸 入

イギリスがインドを制覇する以前には、インドは綿製品並びに砂糖の主要輸出國であつた。記録によれば、一八六〇年頃には少量の鋼鐵も亦南インドから輸出されたといふことである。ところが、他の國々における組織的な工業活動の成長發展は、いまやインドをこれら諸商品の主要輸入國たらしめるに至つてゐる。即ち、年々インドから輸出される綿製品の價値は一八一四年から一九一四年に至る百年間は事實上動かかなかつた（九百萬ルーピー）が、一方綿製品輸入額は同じ期間内に五萬ルーピーから六六・三〇千萬ルーピーに激増したのである。また、インドからの砂糖輸出額は一八六〇年以後の七〇年間に一、〇三〇萬ルーピーから僅か四〇萬ルーピーに激減した。しかも、その間、砂糖輸入額は二三〇萬ルーピーから一五・七八千萬ルーピーに殖えたのである！

一九三二—三三年の商品輸入總額は一三三千萬ルーピーに達したが、その主要品目は綿糸及び綿製品（三四千萬ルーピー）、機械（一一千萬ルーピー）、石油（八千萬ルーピー）、金屬及び同鑛石（二〇千萬ルーピー）、砂糖（四千萬ルーピー）及び自動車（四千萬ルーピー）であつた。尙、同年における人口一人當り輸入額は三・八ルーピーの割合である。そして、同年における輸入總額は、一九二九—三〇年のその五五パーセントに落ち込んだが、纖維製品及び砂糖輸入額のみでも恐慌前のその五四パーセント及び二五パーセントにそれ／＼落ちたのである。かゝる激烈な輸入貿易の低落は、農業人口の購買力の低下、工場及び手織機による綿製品の國內生産高の増加、及びある程度まで最近の保護關稅政策に専ら依るものであつた。また、その他の原因としては、最近の政治不安、及び事實上輸入を停止せしめ、注文を取消し、外國製品のインドにおける引渡しを拒絶しさへするに至らしめた非協力運動の影響も亦數へられるであらう。そのことは、また、インドにとつて纖維製品及び砂糖の輸入は、過去・現在を通じて全く不必要であることをも示したのであつた。

一九一三—一四年における工場生産にかゝる綿製品の人口一人當り消費高は一三ヤードで、そのうち約四分の三は輸入綿製品であつた。ところが、一九三一—三二年においては

同じく一人當り消費高は僅か一〇ヤードで、そのうちの輸入綿製品の割合は四分の一であった。この差即ち一人當り三ヤードの差は、恐らくはカッタール (Khatdar) 及び手織機の製品によつて埋められたものであらうが、その一部分は實際上の消費減退によるかも知れない。ともかく、カッタールによる綿布生産額は、一九二四年の九〇萬ルーピーから、一九二九年の五三〇萬ルーピーに増えた。しかも、これにはこれよりも大量の村落における手織綿布の生産額は數字が分明しない爲に加へられてゐないのである。

輸入商品の性質及びインドの經濟的必要に相應しない輸入の増加は、現状においては、望ましい状態ではない。たとへば、國土の大いさ、人口の大いさでインドと比肩するアメリカの場合には輸入増加は國民の購買力の増大及び生活水準の向上を意味するであらう。そして、この輸入の増加分はアメリカ國民の對外投資、完成品輸出、及び外國人に提供した海運、保險其他の勞務による収益によつて決済されるであらう。貿易收支が入超を常とする日本においても、程度は少いが同じことが云へる。しかも、日本は圓の著しい減價にも拘らず、一九三一年の入超一三三萬ルーピーを翌一九三三年には三三萬ルーピーに減ら

してゐる。ところが、インドの場合には、輸入増加分は農業生産物（因みに農産物輸出の増加は、既に見たやうに人口の増加と歩調を合せて進むことが殆ど不可能であり、國內必要消費高を殆ど満足してゐない）乃至金の輸出によつて決済する他はないのである。そして、近年における輸入代金の金による決済は、極めて不満とすべき指標である。インドは目下國內で生産されてゐない機械其他の物資を輸入しつゞけなければならぬ。かくて、今後インドの採るべき適切妥當な政策は、國內工業化の進展により、また輸入を贅澤品及び必需品のみに制限することにより輸入額を大いに減ずることで行なければならぬ。そして繁榮が全般的に増加し、所得力が増せば、輸入増加に對する需要も自然に甦つて來るであらう。

かくて、インド輸入貿易の將來に關する三つの主要な考慮すべき事項は次のとおりである。第一、綿製品及び精糖のごとき輸入品を漸次無くすること。蓋しこれらの生産を行ふには既に國內に必要な原料は勿論、適當な且つかなり充分に備つた機械設備があるからである。第二、輸出可能な原料及び食用穀物の剩餘を以て、國內保有の金其他の資金に著し

い潤渴を醸すことなく輸入代金を決済出来る程度までに輸入を減ずること。第三、國內の新興工業に對し効果的な保護政策を採用すること。尙、これら工業に對しては、經費尤大の故を以て國內四億の消費者に重い負擔をかけぬやう統制を加へねばならぬ。

(四) 内國商業

インドの外國貿易はその全商業取引高の七パーセントに當ると云はれる。だが、國內商業取引高を決定するための統計は皆無である。しかしながら、この取引の總額は年額約二五〇億ルーピーと推算されてゐる。國內金融機構の不適當な状態及び過重な農家負債については、後で詳しくこれに言及するつもりであるが、棉花の場合を別とすれば農民はその生産物を破滅的な價格でブローカー乃至仲買人に賣ることを餘儀なくされてゐる。そしてこれらの仲買人は苛酷な債權者であることが往々である。インドでは他の進歩せる諸國におけるごとく、穀物を貯藏してゐて有利な條件で賣却し得る公設倉庫を建設する組織的な企ては皆無である。たとへば、日本政府は一九一七年に農業倉庫法を制定し、農産物取

引の發展に關係のある諸團體に補助金を與へることになつた。また、日本政府は四百萬プッシュェルの貯藏能力を有する五二の米穀倉庫を設置した。一方、農會及び産業組合は、政府當局の支援を得て、一九二九年までに倉庫の數を三千萬プッシュェルの貯藏能力を有する五千以上の多數に増した。インドの農業者は内外の市況及び價格の動きについて最新の情報を與へてくれる販賣機關の援助を受けるべきである。また、もしも銀行も亦必要な信用を供與するならば、現在農業者及び村落商人が悩んでゐる障礙や損失は過去のものとなり國內商業に對して大きな刺戟が與へられ、その結果ライオットの繁榮を齎すこととなるであらう。

インドの國境貿易を見定めるには、重要な貿易路上乃至はその近邊に位置する鐵道の驛、河畔の驛其他における、若干の選擇された商品の荷動きに關する記録がある。従つてこれら諸商品の全貿易量は分明するのであるが、その數字は全國境貿易の實際額に關する何等の概念を與へるものではない。一九二四―二五年までは國境貿易に關する統計が蒐計されてゐたが、この統計によれば國境貿易額は海上貿易額の約二十分の一であり、一九二

一―二五年間の四年間の平均は三五千萬ルーピーであつた。

インドの國境貿易が營まれてゐる主要相手國は、ペルシャ、アフガニスタンの一部、中央アジア、トルキスタン、西藏、ネパール、シッキム及びブータンである。輸入は主として米其他の食穀及び油種子から成り、輸出は綿製品、小麥、鹽、茶、砂糖、石油、機械及び寶石である。一九二九―三〇年におけるこれらの國々からの輸入額は五百萬モーンドに達し一方輸出額は七七〇萬モーンドに達した。(譯註、一モーンド＝八二封度二オンス二ドラム)

一九三〇―三一年には、ビルマを含む英領インドの若干の沿海諸州におけるインド人及び外國人の個人的な商品及び寶石の沿岸取引高は、輸入八八・九千萬ルーピー、このうち商品は八七・八千萬ルーピー、寶石は一・一千万ルーピーであり、一方輸出は八二・二千万ルーピーで、そのうち商品は八一・二千万ルーピー、寶石は九七・四十萬ルーピーであつた。

インド本部とビルマとの沿岸貿易に關して見れば、インドへの主要輸入品は米(約百萬噸)燈油(約一億ガロン)石油(約五千萬ガロン)及び木材(約二千萬ルーピー)である。戦前における輸入總額は、一二千萬ルーピーであり、一九二九―三〇年には二八千萬ルー

ピーに増加したが、一九三一―三二年には價格下落の爲に二一千万ルーピーに落ちた。ビルマの主要輸出品は、石炭(五〇萬噸)綿製品(四四百萬ヤード)及びガニー・バッグ(譯註、米を詰める黄麻製の袋)(五千萬個)である。輸出額は戦前には平均八千萬ルーピーで一九二九―三〇年には一四千萬ルーピーに増加したが、一九三一―三二年には矢張り價格下落により僅か一千万ルーピーになつた。

インド本部・ビルマ間の貿易差額は、戦前には四千萬ルーピーだけビルマに順であり、一九二九―三〇年にも一四千萬ルーピーだけビルマの受取超過になつてゐた。そして、恐慌の勃發にも拘らず、貿易差額は依然ビルマに順であつて、一九三一―三二年には受取超過額は一億ルーピーに及んだ。従つて、インドはビルマの生産物にとつては極めて有利な市場である譯である。

(五) 海上貿易

英本國、各自治領及び諸外國とのインドの貿易を検討するならば、將來におけるインド

の貿易の方向はいかなる方向に有利に成長し得るか分るであらう。勿論、これはインドがかかる成長に必要な適當な便宜を與へられたとしての話である。

インドは世界の他のいかなる國とよりも多く英本國と貿易を營んでゐる。即ち、一九三二—三三年における英本國よりの輸入及び英本國への輸出は、それ〴〵四九千萬ルーピー及び三八千萬ルーピーであつた。そして、これは同年におけるインドの輸入總額及び輸出總額のそれ〴〵三七パーセント及び二八パーセントに當る。インドの對英貿易額は戦前には貿易總額の四〇パーセントであつたが、一九三二—三三年には、三二・四パーセントに減じた。また英國全體との貿易額も同じく戦前の五五・四パーセントから一九三二—三三年の四五パーセントに減少した。これに反して、諸外國との貿易額は同じ時期に同じく四七・七パーセントから五四・七パーセントに増加した。尙、これよりも更に注目し値するのは、英本國がこの間インドに賣るよりも買ふ方が少かつたのに對して（インドの年支拂超過額は戦前においては三六千萬ルーピー、戦後においては七三千万ルーピーであつた）英帝國以外の國はインドに賣るよりも多く買つた、といふことである。たとへば、一九〇

五年の日印協約以後における日印貿易は逐年インドの貿易差額をインドに有利ならしめ、同年以後におけるかかる受取超過額の合計は約四五〇千萬ルーピーに達した。また、其他の國々、即ちフランス、ベルギー及びドイツとインドとの貿易差額も順である。そして、かかる英帝國外諸國の全部との有利な貿易差額は、戦前及び戦後において年額平均八八千萬ルーピーに達してゐた。過去三年間におけるインドの對日平均輸出額は全輸出額の九パーセントであり、一方對日平均輸入額は全輸入額の一〇パーセントであつた。また、一九二九—三〇年の恐慌直前の年度における全英帝國諸國（英本國を除く）とインドとの貿易は、全貿易の一・六パーセントを占め、一方、英帝國以外の諸國とのそれは同じく、五七・五パーセントを占めてゐた。

けれども、既に上に見たごとく今日尙、インド海上貿易總額の三分の一を占めてゐる英印貿易の増加は、英印兩國に相互的利益となるであらう。インドは生粹の農業國であるから、その輸出品は大體、高度工業國である英本國が必要とする商品とピッタリ合致してゐる。また、その裏から見れば、インドは今日も尙、イギリス商品の最大の市場である。そ

れ故、英印兩國の利益は相互依存的なのである。英印間に介在する政治的關係及びインドが英本國に負つてゐる金融上の義務は、また英印貿易關係を膨脹せしむべき要因である。だが、イギリスがその必要とする原料をインドのみ、又はインドで大部分買付けることは、イギリスの利益とするところではなかつた。たとへば、一九三二年にイギリスはインドから三二〇萬磅の商品を買つたが、その同じ年にカナダから四三〇萬磅、オーストラリアから四六〇萬磅、アメリカから八四〇萬磅をそれ／＼買つてゐるのである。と同時に、イギリスはインドに三六〇萬磅の商品を賣つてゐるが、この額はオーストラリア及びカナダと一緒にしたものゝ賣ることが出来る額に等しく、またアメリカに賣ることが出来る額の二倍以上であつたのである。

第七章 經濟恐慌と關稅問題

インドと經濟恐慌——貿易組織と必要事項——海外商業情報事務所網の必要
——商業會議所と貿易聯合會——株式會社——商品陳列——綜合大學の理想の
再籌——統計の重要性——英帝國內諸國との貿易協定

(一) インドと經濟恐慌

世界の他の國々と同様に、インドも經濟恐慌及びその結果として生じた低價格に悩み拔いてゐる。インドはまた眞の財政上の自主權を有しない爲にも苦惱してゐる。そこで、インドが自己の利益に最も適した方策を自由に採用し得るとすれば、一體如何なる關稅政策が採らるべきであるか、を検討することが必要である。

英本國では四人に三人の割合で輸入食料品に依據して暮してゐる。また、英本國の工場

は殊ど全部的に海外で得た原料に俟つてゐる。不斷に就業を確保し、また満足な生活水準を維持するといふ二つの重要問題は、その輸出貿易に結びついてゐるのであるから、イギリスは國內製造工業の生産性を高度に維持し、と同時に輸入代金に充てることが出来るやうに自國製造工業品の容易な市場を見出さねばならない。それ故、もしもこれらが不可能となり、また、自治領、屬領及び諸外國に對して、海運、金融、保險及び行政の分野で提供してゐる勞務其他のサーヴィスを繼續し得なくなつたとすると、イギリスが自國民及び工場を維持するに必要とする食料品及び原料のとき重要商品の供給は危殆に瀕することとなるであらう。かくてイギリスが現在採つてゐる關稅政策・保護貿易政策は、すべてこれらの諸目的を擁護する方向に向けられてゐるのである。

アメリカも亦國內生産、特に國內工業生産を保護するために高關稅障壁を築きあげてゐる。だが、アメリカはイギリスとは異つて、農業國であると同時に工業國でもあり、アメリカ國民の高生活水準は、一つには剩餘生産物の海外市場への輸出によつて維持せられてゐる。けれども、アメリカは廣大な國內市場を有してゐる。従つて、海外市場はアメリカ

にとつてはイギリスの必要とするほど喫緊のものではないのである。アメリカの繁榮の因をなした熱心な商工業育成は、アメリカをして大戰前の債務國から戰後の債權國へと變化せしむるに至つた。

ところで、インドにおける諸事情は、イギリスにおけるそれとは極端に相違して居り、また或る程度までアメリカのそれとも異つてゐる。即ち、インドは英本國に從屬してゐる爲に、その財政、金融及び貿易に關する利害は窮極的にはインド事務大臣によつて決定せられるのであるが、インド事務大臣が英本國の必要といふ立場から本能的に物事を見ようとするのは云ふまでもない。「一八七〇年以降のインド外國貿易」Indias' Foreign Trade Since 1870 (一九三四年刊)によつて述べた有名な經濟學者サー・ジョシア・スタンプ Sir Josiah Stamp は、そのなかで次のやうに云つてゐる。「インドのことによつて考へる普通のイギリス人が貿易のことを考慮する場合には……、彼は……イギリス商品の市場として……のインドの飢饉、灌漑乃至はルービーの貨幣價值の問題として考へ、或はイギリス對外貿易の既得權益、即ち投下された資本及び勞働に對するインドの工業化乃至は日本の

競争の脅威といふ問題として考へる」と。

インドの輸入關稅は、インド工業保護の目的よりは、寧ろ財政收入の目的で課されてゐる。一九二二年以來施行されてゐる差別的保護政策は、インドの商工業にとつては限られた價值しか持たなかつた。なるほどインドが自國に最適の貿易政策を行ふことを許すものとされる「協定」(Convention) (譯註1)なるものの存在は往々言及せられるところではある。だが、必要なはこの協定の法律的承認 Statutory recognition (譯註2) であり、また健全な關稅政策を遂行する權限を有する法律である。現在では、關稅收入中保護關稅からあがるものは僅々五パーセントに過ぎない。従つて、諸外國がインド市場でダンピングをやることは至極容易なのである。

其他の點に關しては、インドはどの自治領も有しないほど廣大な國內市場を有するといふ強味を持つてゐる。かくて、インドは效果的な關稅制度によりその基軸的鍵鑰産業を外國の競争から防衛すべきである。また、過重な外債其他の對外債務の履行、國內工業に緊要な原料及び機械の輸入代金の支拂及び國民の生活水準の適度の向上をそれ／＼確保する

爲には、インドの生産と輸出とを充分増大せしむべきである。

(譯註1) 「協定」によつて定められた稅率は所謂「協定稅率」Conventional Tariff である。即ち通商協定締結國との間に輸出入品の一部につき定めたる關稅率であり、相互主義に基くものである。たとへばオッタワ協定による稅率をみよ。

(譯註2) 法律的確認とは協定稅率が國定稅率 Statutory Tariff になることを指す。この場合、關稅自主權の存在が前提となる。

(一) 貿易組織及び必要事項

現在インド貿易を擁護するために存在する組織は最も不充分なものである。現在世界の他の國々とのインドの貿易を處理する爲の商務官は、海外には僅か三名、即ちロンドン、ハンブルグ及びミラノに各一名づつ駐在してゐるに過ぎない。國內においては、政廳内の商務省及び同省所屬の商業情報・統計課が官立の機關であり、前者は貿易の促進、後者は業者に對する統計資料の提供をその任としてゐる。その他、各州及び重要都市、土侯國に

ある商業會議所のごとく國內商業の利益と必要とに留意する民間の機關があり、また、これとは別個にインド人以外の商業上の利益を擁護することを目的とするヨーロッパ人商業會議所がある。

近年、日本、カナダ及びアメリカが示した商工業上の著しい進展は、これら諸國が内外に設置した貿易組織に基づくところ少しとしない。カナダのごとき小國でさへ、その外國貿易の主要な中心地に三四名の商務官を派して居り、その駐在地のなかには南阿、ペルー、香港、ブラジル及びアルゼンチンのごとき遠隔の地さへ含まれてゐる。また、アメリカはかゝる外國駐在事務所を五八も有し、三〇〇人以上の代表者を海外に派して居り、これらの海外駐在機關は「文書、電信、無電」によつてワシントンの役所と最も緊密な接觸を保つてゐるのである。

(三) 海外商業情報事務所網の必要

かくて、インドがこれら諸國に遅れをとらぬやうにするには、世界各地にこれらと同様

な熟達せる商業情報官を網の目のやうに配置することが必要である。また、これらの情報官は健全な商業上の訓練を受け経験を有するインド人でなければならぬ。海外に駐在する各情報官は、毎月政廳内の商務省に報告を寄せるべきである——丁度カナダの商務官がやつてゐるやうに——また、これらの報告にはインドの業者が關心を示すやうな當該國とインドとの貿易上のあらゆる様相を包含する必要がある。就中、各情報官はインドが供給しうる商品、及びインドがその國から有利に輸入し得る物資について留意すべきである。また、當該國を訪れ、乃至はそこに在住するインド人業者に對する専門的な顧問の役目を果すべきである。情報官の提出する月次報告其他定期的の報告は、インド人商社に對する將來の通商上の可能性を描出し、またこれを促進する提案を與へるものでなければならぬ。

一方、國內においては、現在の商務省の機構を先進諸國の商務省 Boards of Trade と同様な機能を遂行し得るやうに擴充する必要がある。そして、擴充された商務省は、一般に、インドの内外貿易に關する一切の信憑すべき情報資料の傳達の中樞機關となるべきで

ある。また、在外商務官及び國內の官民商業關係組織の提出する報告を蒐集、分析し、一般商工業者に配布する目的を以て、かゝる報告に基いた週報を發行すべきである。かゝる週報はカナダ商務省が現在發行してゐる。「インド貿易情報」The Indian Trade Journal は若干の商業情報を提供してはゐるが、イギリスの「商務省情報」British Board of Trade Journal の有する勝れた特徴に近いものを持つやうにするならば、その有用性は高まるであらう。

(四) 商業會議所と貿易聯合會

國內における商業會議所及び貿易聯合會のごとき事業組織の数は相當増加せしむべきである。重要商品の貿易は、出来るだけ別個の聯合會によつて代表されるやうにし、これらの聯合會が輸出生産物の監査をなし、商業道德其他の遵守を規律するやう適宜方法を講ずべきである。現在のところでは、インド中央棉花委員會 The Indian Central Cotton Committee が貿易上の利益を擁護してゐる棉花の場合を除き、黄麻、米及び油種子のこ

とき重要作物の貿易の面倒を見る適當な組織は皆無である。しかし、これらの生産物についても亦永久的な有力な委員會を結成することが必要であらう。品種を異にせる數種の食用穀物の混合及び何等適切な組織乃至監督の無い販賣とは、インドが外國市場において諸外國の純良食用穀物との競争に敗北するの結果を一切ならず齎した。これらの諸缺陷は、上述のごとき委員會が存在するに至れば、これらの委員會の手で當然是正されることとならう。アメリカの貿易聯合會、技術協會及び組織された消費者團は、單にその關係する商品の品質の水準を設定することにおいてのみならず、またその水準の維持にも益々協力の實を擧げてゐると云はれてゐる。

これらの諸組織は皆政廳の商務省と密接な連絡をとつて事業を行ふべきである。かゝる商業團體はインドの外國貿易及びその進歩に關係のある一切の事項について資料を蒐集、出版する等、政府の關係諸機關と同様な機能を遂行する必要がある。勿論これらの團體が政廳の所有にかゝる貿易關係資料を自由に借用し得るやうにすることは云ふまでもない。

(五) 株式會社

今日では如何なる國でも商工業の大半は株式會社の掌中にある。まことに、株式會社は全世界の企業の標準形態となつた觀がある。だが、既に述べたやうに、インドにおける株式會社の數は、世界の主要國に比して極めて少い。しかも、數及び重要性におけるその成長は、インドの商工業者の喫緊の關心事なのである。従つて、株式會社の運営にまつはるインド固有の諸缺陷たとへば代理經營制度のもつ弊害、専門技術家及びその勸告の缺如、非能率的な經營、金融難等々のごとき諸缺陷は急速に救治する要がある。

(六) 商品陳列

商業生産物の陳列は、出来るだけ數多く——祭や其他人出のある機會を利用して——各重要都市において催す必要がある。そして、その目的は國産品を宣傳し、一般民衆にその生産物を購入し得る場所を示す爲である。だが、かやうな展覽會は、インドでは政廳の支

持・指導に與ふことは減多にない。陳列人はその商品の市場を見出す上に何等援助が與へられぬ有様である。だが、もしも國內産業及び國內商業を繁榮させようとするならば、政廳の諸部局は展覽會の開催者と公式に提携し、寄附金を齎出するなり其他の援助をなすべきである。また、商業博物館には輸入品の見本と一緒に同種の國産品の見本を列べ、品質及び價值を詳細に比較、説明を加へて、以て實現し得る場合には常に最高品質の國産品に獎勵を與へるやうにせねばならぬ。これに關して、最近大インド半島鐵道 The Great Indian Peninsular Railways 其他の諸鐵道が創めた移動陳列列車の催しについて言及した。この方法は驛から驛へと國內製造工業者、生産者の商品の宣傳をして行くのであるがこれはまことに時宜に適したものと云ふべく、相當利益を擧げて發展するかもしれない。さて、インドの商業組織に内在するこれらの制度的諸缺陷とは別に、その非進歩的性質の最大原因をなすものは、商業經營の衝に當る人々の大多數が専門的、事業的知識を缺いてゐることである。一體、いかなる大企業においても、最大の困難は見事な事業のスタートを切ることである。従つて、創業の際における明確な目的の缺如及び詳細な計畫、専門

的な熟達した指導の缺如は、多くの會社を破滅に瀕せしめるのである。だが、インドにおいては、商業的教育を授ける學校は極めて少く、國民大衆自身がこれを往々等閑に附してゐるのである。

(七) 綜合大學の理想の再録

綜合大學でさへも商學士をつくることに氣遣れしてゐる。と云ふのは、商學士の學位を有する者が政府諸官署乃至民間諸機關に職を得ることは容易でないからだ。また、現在インドにある商業大學は、事業組織、販賣、廣告、販賣外交術其他の關係課目について卒業生が商工業資本家になるやうな資格を與ふべき高級な訓育を行つてゐない。少數の綜合大學は年々數百人の卒業者に近代事業組織の指導統制方法を教へる努力を傾けてゐるが、これは機宜に適したものである。またこれら卒業生のある者は自由奨學金によつて學業を完成するために外國に留學させる必要がある。そして、これは政廳及び商業聯合會 Commercial Associations の密接な協力の下に行はねばならぬ。勿論、高尚な大學教育の基礎

なしに偉大な指導能力を有する若干の人材をインドが輩出したことは疑無きところであるが、これは大體において偶然的である。大多數の場合、進歩はたゞ商業専門學校乃至商科大學の高等教育による多數の事業指導者の組織的訓練によつてのみ確保せられるからである。

アメリカの刊行物中には、この點に關してアメリカが爲した偉大な進歩を読み取ることが出来る。たとへば、アメリカの商業會議所及びこれと關係のある諸團體は、内容豊富な事業統計の貯水池の觀があつた。また、アメリカの諸新聞は金融、商業に關する情報の普及にその機能を盡してゐる。かくて、一連の統計に現れた事實を解釋する能力のある新たな世代に屬する實業界の指導者が輩出した。大學も亦實業學科を開設し、商業學 Art of Barter を科學乃至専門學術の一分科に列せしむるに至つた。

ところで、インドにおける商業活動の停滯のも一つの原因は、經濟學者と實際に携はる實業家との協力が缺けてゐることである。大學の研究室にゐる學究は、これらのことによつて國全體を指導して行く立場にあるべきであるのに、事業の經營や實際にうとい爲に餘

りにもアカデミックであるか、或は捉はれざる意見を開陳することを逡巡してゐる。しかし、政府が眞に國內商工業の進歩に對して同情理解を示し、また官吏が自由な意見の開陳を歓迎するだらうといふことを國民が信するやうになれば、かゝる障礙は當然消滅する筈である。

インド政廳は、財政委員會報告書 Fiscal Commission Report に従つて、インド工業の「差別的保護」政策 A Policy of "Protection with discrimination" を採用し、保護方法に關する諮問機關として關稅局を創設した。そして、過去十ヶ年間における同局の業績から判斷するに、同局はその創設の目的に忠誠である、といふ名聲を確立したやうであるが、同局の有用性は將來も政廳の代表者としてのその性質が加はるに伴つて増大するであらう。

(八) 統計の重要性

もしも商工業に關する適當な統計が定期的に刊行されてゐないならば、商工業の進歩發

達の度は正確に理解されないであらう。政廳は須らく年鑑を發行し、この年鑑には統計年鑑の當然包括すべき國內の資源、歴史、及び諸制度並に社會、經濟、商業狀態、生活狀態を取扱ふべきである。たとへば、カナダ年鑑のごとく、國の過去における進歩に關する顯著な様相、及び將來における必要を統計の助けを藉りて闡明するやうに構成さるべきである。

また、インド貿易年報 The Review of Trade of India は、年末後直ちに發刊さるべきであり、掲載せられた統計が古くなつてから發刊されるやうなことはない。また民間會社が前面に現れてくる前幾年間かは、商務省が會社八名年鑑を發行し、在印主要輸出入商社及びその海外代表者の名簿を作成すべきである。また、商務省は特に經濟的生產・浪費防止の研究に關する科學的、技術的冊子の發行を企てるべきである。アメリカ商務省は毎年かゝる冊子を多數發行してゐる。

商業會議所及び主要株式銀行のごとき公的機關も亦、アメリカ、スウェーデン其他諸國でやつてゐるやうに、インド全體及び特に營業上關係のある地域については詳細に亘つて

の商業、貿易、金融に關する独自の立場から概観した年報を發行すべきである。

更にまた、將來商工業を進歩さすには、インドが協定によるのでなく成文による眞の財政自主權を享有せねばならぬ。

そして、差別的保護政策といふ現在の逡巡的な政策は、經濟的に可能な限りインドを自給自足化することを目的とする健全な關稅政策に途を讓るべきである。

現在輸入されてはゐるが、國內でも充分採算を採つて製造し得るとき商品は、適當な關稅及び助成金によつて保護さるべきである。

海外で貿易に従事するインド人は、適當な金融上の便宜の無い爲に不利な條件で營業してゐる。従つて、すべての主要な海外の貿易中心地には、商務官事務所及び政府諸部局の手に依り爲替取組及び送金等をなすインド人株式銀行の支店を設ける必要がある。たとへば横濱正金銀行のごとき、その資本金の三分の一は日本政府が所有してゐるが、世界各地に三八の支店を有し、日本の外國爲替、輸出入手形取組業務の約五〇パーセントを取扱つてゐる。

また、インド人生産者が當然受くべき價格と一切の便宜とを得られるやう、既設の鐵道及び船舶による輸送業務及び港から奥地へ、また國內工業中心地から港へ至る運賃については屢々檢討を加ふべきである。

(九) 英帝國內諸國との通商協定

一國の經濟的利益が健全な政策と百年の計によつて規制せられ、また效果的な事業組織によつて統制せられることの如何に重要なかは、最近インドが英帝國內諸國及び日本との間に締結した通商協定を瞥見するならば、直ちに明白となるであらう。イギリスは關稅率の上昇傾向に基く世界貿易の收縮の効果を減殺するために、英帝國內の諸自治領及び植民地と一層密接な通商關係を開かうと試みつゝあつたが、その結果、將來英帝國內の二國間に交換される生産物に對しては特惠關稅を賦課するといふ協定を達成した。これが第一歩は一九三二年英帝國內諸國代表をオッタワに會同せしめることにより行はれた。インド政府も亦これに代表を派遣したが、このオッタワ會議において締結された通商協定中に

はインドが英本國及び英帝國內諸國に對して三ヶ年を期限として若干の相互的義務を負ふ規定がある。そしてこの協定は三年後には改めて續否を決定されることになつてゐる。(譯註、周知のやうに、オッタワ協定は繼續された。)

本書が印刷に付せられてゐる間に、一九三三—三四年度の通商上の諸結果に關する政府報告が刊行されたが、これによると、オッタワ協定の特惠規定に含まれてゐる數種の重要商品に關する限り、インドに期待された結果は實現しなかつたことが分明した。インドの對外貿易中に占める英帝國の割合は、近年著しく減退して來てゐる。たとへば、輸出入を合計した貿易總額をとつてみると、インドと英帝國諸國との貿易額が貿易總額中に占める比率は、大戰中の五七・一パーセントから一九三二—三三年の四五・三パーセントに減じ、同じく英本國とのそれは四一・二パーセントから三二・二パーセントに減じてゐる。かくてインド對外貿易の大半が英帝國外諸國と行はれてゐることは明かであり、従つて、インドは比較的少い帝國內諸國からの利益を受取るために英帝國外諸國と對立せぬやう、またこれら諸國との大切な貿易が一層發展する見込のあるのを危険に瀕せしめぬやう、いくら周

到な注意を拂つても慎重であり過ぎることはないのである。

インド・ランカシャー協定——數ヶ月來、ランカシャーの業者がその印棉購入量を増し英帝國內諸國にインド生産物の市場を開拓する助力を與へることを條件として、若干の特殊なランカシャー製品に關する短期間の特惠稅率が個々に制定された。

日印協定——また、日本とインドとの間にも通商協定が締結せられたが、この協定は、日本がインドから一五〇萬圓の原棉を買付けるといふ前提の下に、インドに對して四億ヤードの綿製品を輸出することを許すものである。

大戰前には、インドの輸入總額中日本の占める割合は僅か二・六パーセントであつた。ところが、一九三二—三三會計年度においては、實に一五・四パーセントに増加したのである。しかし、それに比べて、インド輸出貿易における日本の割合は比較的進歩が少かつ

た。即ち、一九一三—一四年には九・一パーセントであり、一九三二—三三年には一〇・三パーセントである。これらの數字は、日本に歸する利益の方がインドの得るそれよりも遙かに大きいことを示す。同年、日本は約六億ヤードの綿製品をインドに輸出してゐる。だが、新協定の下においては、日本の最大輸出量は——そして、これは日本の印棉消費に依存するのであるが——以上の數量の三分の二、即ち約四億ヤードとなる筈である。そして、この差額二億ヤードは一九三二—三三年の實績に應じてランカシャーとインド綿工場との間に分けられることにならう。

次に鐵鋼であるが、インドは現在約五〇萬噸の鋼鐵を生産し、その上に百萬噸を輸入してゐる。これに反して、インドの人口の三分の一を有するに過ぎぬアメリカは、恐慌年度たる一九三〇年においてさへ、鉄鐵、鋼鐵合せて七千四百萬噸を生産した。インドでは、もしも國民が購買力を得るならば、低廉な鋼鐵に對する需要は極めて大きいのであるからインド製鋼業の發展の見込も亦極めて大きいのである。

このやうな議論の反對者は主張する。インドには充分過ぎる程の工場があり、これらは

若しも完全に操業すれば國內で需要される綿布の全部を供給し得るだらう。また、外國の競争の結果、多數のボンベイの綿工場は閉鎖されて居り、其他の地方のそれも危機に瀕してゐる、従つてもしも綿製品輸入が制限されれば、土着手織綿布の生産が促進されるだらう、と。また、彼等は云ふ。綿工業が恐慌の底にあり、またインド唯一の製鐵會社（譯註、ターター鐵鋼會社）も創業以來株主に對して充分な配當を支拂つてゐない状態であつたのに、外國品に特惠を與へるべき理由も妥當性も有り得ない筈だ、と。

讀者は次のことを想起されるであらう。即ち、かつてインドはイギリスと日本とへ綿布を輸出してゐたのであるが、現在では日、英兩國が逆にインドに綿布を輸出しつゝあることを。綿布の輸入はインド國民が本當に必要としてゐるのではない。しかも、この不必要な外國生産物に對して支拂はれる金は、インド國民の大半に残された唯一の生業であり、またその上現下の状態では極めて割の悪い生業である農業によつて得られた零細な収入から支拂はれるものなのだ。

もしも數年間充分高率な關稅を賦課することになつて綿工業及び鐵鋼業に適當な保護と

加へるならば、インドは綿製品及び鐵鋼に關して容易に自給し得る。通商協定はこれを締結する兩國に相互的な經濟的利益を確保する時にのみ正當性を有する。政治的考慮のつきものはかゝる協定のうちに含まるべきではないし、況やその基礎となつてはならない。

これらの新協定が對外貿易上インドに經濟的利益を與へるものかどうか、また與へるものならばどの程度まで與へるか、といふ更に一般的な問題を究明する爲には、インド人の經濟學者、政治學者は勿論、中央議會の委員會が丹念に研究調査するを要する。若しさうすれば、その結果遂には以上に提案したとき方向に沿つた乃至はそれに近い方向に沿つた恆久的な經濟組織が確立され、この點に關する正鵠を得た商業政策の形成を助け、また將來におけるインドの利益を擁護する一助となるであらう。

第八章 財政・金融・投資

インドの屬領的地位とそれが財政上に及ぼす諸影響——豫算及び財政狀態——

稅收入と課稅——公債——外國の對印投資——國民所得、國富及び負債——將來における聯邦豫算

(一) インドの屬領的地位とそれが財政上に及ぼす諸影響

一國の財政がうまく行つてゐるか否かを總體的に示すものとして徴すべきは、政府の豫算・決算表及び對外輸出入貿易收支が年々順逆何れであるかといふ點である。また、外債がある場合には、かゝる借入金は生産的な企業乃至は國防關係の諸方策を講ずるために生じたものでなければならぬ。

インドの豫算は、中央及び州兩豫算ともかなり收支の均衡がとれてはゐるが、豫算面と一般國民の經濟狀態との關係は、近代進歩的諸國における普通の狀態とは異つてゐる。また、中央、州各議會が年々の豫算を協賛した時考慮に入れた農業、商業、工業等の發展に關する諸關係についても同様である。

インドは一個の屬領である。従つて、その財政々策はインド事務大臣の管掌するところであり、またインド事務大臣はインド議會の協賛を経ずしてインドの爲に借入をなす權限を賦與されてゐる。しかも、インド事務大臣は英本國內閣の一員として列する以上、當然イギリスの對印輸出に關心を拂ひ、また時々イギリスの貿易上、勞務上の利害の爲に英印兩國間の爲替關係の調整にインドの資金を使用するのである。

かくて、當然豫想せられるごとく、財政々策に關しては英印間に明白な利害の對立相剋が存在するのである。イギリスはインドを自國工業品の市場たらしめんことを欲し、一方インドは出来る限り自給自足を望み、従つて無差別的輸入から國內製造工業を保護しようと欲する。

イギリス資本は、インドの工業、貿易、茶園、炭坑其他にひろく投下され、インド資本と相並んで投資されてゐることが極めて多い。而もインドと外部世界との純財政的關係を示すべき年々の貿易收支を見てもこのことは分らない。何故かならば、公式に検査、査定解明をうけない多數の眼に見えぬ輸入が存在するからである。この英印兩國の投資及び利益の混交、しかも特に窮極的な利權のイギリスによる掌握が、すべてインドの利益を損ふものであることは從來分明したところである。しかも、インド人の資本上の持分及びそれによる収入をイギリス人のそれから峻別すべき適當な統計はなく、この統計の缺如による一大不利益はインドが經濟的に進歩しつゝあるのか、それとも地歩を失ひつゝあるのかを發見すべき唯一の手段が失はれてゐるといふことである。

インドの行政費は、その國民所得に比べてみると、文明諸國中最も高いものである。即ち、インド人の平均所得とインド政廳諸官署の官吏に支拂はれてゐる俸給とは天地の差がある。また國防費も、インドが一屬領に過ぎないのに拘らず、最近までは世界有數の陸海軍國たる日本のそれよりも重かつた。

相當長期間に亘つて問題を考察するならば、一國の進歩の指標は、その稅收入の成長、従つてまた政府の支出力の成長によつて與へられるであらう。この點について見ると、インドの中央、州各政府及び地方團體の收入は極めて遅々たる成長をしか示してゐない。今日、これらの各政府、諸團體の收入は、その尨大な人民を治める行政上の費用に全然足りぬものであつて、インド國民の貧困とその遅々たる進歩とを示す尺度たるに過ぎないのである。と同時に、行政機構は富の生産を改良するやうに組織されてゐない。「一九二二—二三年度のインド」といふ政府出版物は、「インドは現在富の生産をなすことと組織されてゐない」と述べてゐるが、これは赤裸々に事實を述べたものと云へよう。ところが、その百年前一八三三年にマコーレー卿がイギリス下院で述べたところによれば、「インドはその財政上の收入においてフランスを除く世界のどの國よりも多い國」であつたのである。しかし、現在では、インドの歳入は日本の約五分の三、イギリスの五分の一に減退してしまつてゐる。

インドの公債は一九〇〇年の三〇七千萬ルーピーから一九三四年の一、二二〇千萬ルー

ピーに増加した。かくて、この間九〇億ルーピー餘の増加があつた譯であるが、その一面この時期における鐵道、灌漑等への生産的支出は僅か五六億ルーピーを數へるに過ぎなかつた。

(一) 豫算及び財政状態

一九三三—三四年度の中央政府修正豫算表は、一・二九千萬ルーピーの黒字を示してゐる(次表参照)。

戦時中、及び戦争直前の數ヶ年間、中央、州各政府の豫算は、普通は歳入超過を示してかなりよく均衡がとれてゐた。だが、これに續く三ヶ年間は、アフガン戦争、國境軍事行動其他による巨額の經費によつて未曾有の財政的危機が齎された時期で、その結果赤字の總計は約一〇億ルーピーにのぼり、アフガン戦争のみでも三四千萬ルーピーの赤字を生む因となつた。一九二一年四月の新インド統治法の制定の結果、中央財政は地方財政から獨立したが、中央・地方財政分離後における中央政府豫算を検討すると、一九二一—三二年

印度の經濟構造

二四四

間に一億ルーピーの歳入剩餘額が蓄積されたことが分る。尤も、政府はこの時期における豫算において、合計五二・五千萬ルーピーの赤字を示してゐる。これは専ら年々減債のため巨額の金が使用された爲である。即ち、一九三〇—三一年以後の二年間においてさへ、約一億ルーピーの歳出超過があつたのであるが、この間約一・三億ルーピーは減債のために費されたのであつた。

歳入(千萬ルーピー)		歳出(千萬ルーピー)	
關稅	四六・八七	國防費	四四・四二
所得稅	一七・一三	內政費	九・五八
鹽稅	八・五五	其他直接費用	三・五八
阿片稅	一・五九	土木事業費	二・〇七
鐵道收入	〇	公債利子	九・六六
通貨及び造幣收入	一・二三	其他	七・二八
其他	五・五一	計	七六・五九

計

八〇・八八

公債償却金

三・〇〇

計

七九・五九

關稅率にかなり増加があつたにも拘らず、中央財政歳入には何等記録するに足る増加は事實上無かつた。即ち、一九二四年の中央財政歳入額は八億ルーピー、一九二一—二二年のそれは一一・五二億ルーピー、一九二九—三〇年(恐慌前年度)のそれは一三・二六九億ルーピー、一九三三—三四年のそれは一一・九三億ルーピーであつた。これに對して日本の中央財政の歳入額は、一九一四年の九・六億ルーピーから一九三〇年の二〇・八億ルーピーに増大してゐる。かくて、インドにおける歳入増加は、中央政府が關稅及び所得稅のごとき漸次増大しつゝある稅源を手中に收めたといふ事實にも拘らず、頗る少いのである。

州政府の歳入は主として地租、灌溉稅、消費稅、印紙稅、森林稅及び登記稅より成る。かくて、尨大な經費に當面しつゝある各州は、相當擴充しうる稅源を持たぬわけである。ボンベイ其他の工業の發達した州では、その工業活動によつて齎された收入の増加がある

が、それとても當該州政府のものとはならず、インド政府がこれを收取してしまふのである。

一九三二—三三年の全州豫算歳入合計額は、八四・六七千萬ルーピーであつたが、そのうち三三三萬ルーピーは地租、一四四萬ルーピーは消費税、一二二萬ルーピーは印紙税であつた。一方、歳出合計額は八六・六五萬ルーピーで、そのうち五二萬ルーピーは行政官署の人件費其他で、八千萬ルーピーは土木工事費であつた。かくて、同年の豫算面の赤字は一・九八千萬ルーピーであつた譯である。

一九二一年のモンタギュー・チェルムスフォード改革案の制定以後の二二年間における各州を全體的にみた赤字は二三・八千萬ルーピーで、この赤字はインド政廳の維持する州貸付基金 Provincial Loans Fund からの借入金によつて補填された。尙、このうち約一億ルーピーはメストン還付金 Meston Award として知られる制度の下に中央政府國庫に繰入れられる州財政からの貢納金によつて生じたものである。そして、一九二八年にこれらの還付金が消滅した後でさへも、州政府の財政状態はうまく行つてゐない。各州が一寸

纏つた歳入増加を専ら農業の發達にのみ俟たねばならぬ限り、このことは不可避的であるやうである。

一九三〇—三一年度における英領インドの自治都市の總歳入は、一九一九—二〇年度の一一・五千萬ルーピーに對して、ほとゞ三六・六〇千萬ルーピーであつた。そして、その歳入の主要源泉は入市税 Octroi、家屋税、地租、車輛税及び通行税である。尙、インドには七八一の市があり、その市域内居住者人口總數は二百萬人以上にのぼる。

縣廳、徵稅署 Taluk Board 及び村落會議聯合會 Union Panchayat の總數は一、二四六である。一九三〇—三一年における諸税による歳入は、一九一九—二〇年の九・八千萬ルーピーに對し一六・五七千萬ルーピーであつたが、これらの諸團體は、二四二百萬を數へる農村人口に必要な道路、學校、市場、保健衛生等の地方的必要のうち最も重要なものをこの乏しい歳入を以て賄つて行かねばならないのである。このことは、從來地方自治が成果を擧げず、また地方の農民を聊かなりとも裨益し得なかつた理由をなすものである。

ところで、一九一四年から一九三〇年に至る間に、日本の地方自治體の歳出は四一千萬

ルービーから實に二二九千萬ルービーに増大してゐるのである。これに反し、日本の五倍の人口を擁するインドでは、同期間における地方自治體の歳出は二六千萬ルービーから五四千萬ルービーに増加したに過ぎなかつた。換言すれば、一九三〇年におけるインドの地方團體の人口一人當り歳出額が二ルービーであつたのに對し、日本のそれは三六ルービー即ちインドの一八倍であつた。また、一九一四年から一九三〇年の間におけるインドの地方團體歳出増加割合は二・一倍であつたが、日本のそれは五・六倍であつた。

アメリカにおいても亦、地方團體の歳出總額は、一九二七—二八年に一、八七四千萬ルービーに達したが、同年における聯邦、州及び地方團體全部の歳出總額は三・四六八千萬ルービーであつた。それ故、アメリカの地方團體は聯邦・州・地方團體全部の歳出額の約五四パーセントの支出能力を有する譯である。これに對して、インドでは地方團體は僅々二〇パーセントを支出してゐるに過ぎない。一九二七—二八年におけるアメリカの地方團體の人口一人當り歳出額は一五〇ルービー餘で、即ちインドのその約七五倍であつた。かくてこの地方團體歳出額の極度に低いことの理由は特に調査研究を必要とするのであ

る。

一九二四—二五年以來、國有鐵道の會計は鐵道經營當局が年々中央財政に繰入金をなすことを協約して、中央政府から分離され特別會計となつてゐる。そしてこの協約以來七ヶ年間に鐵道會計から合計四二千萬ルービーが中央財政に繰入れられた。ところが、一九三二—三三年度に終る二ヶ年間においては、鐵道は中央財政への繰入金を出し得なかつたのみならず、積立金殘高總額五・八千萬ルービーを利用せざるを得なくなつたばかりでなく加之減價銷却金から一時的借入をするの餘儀なきに至つた。この因をなす鐵道收入の激減は、經濟恐慌及び自動車による競争によつて惹起されたものである。

一九三〇—三一年におけるインド國有鐵道の總收入は九六・八三三萬ルービーであつたが、恐慌直前の一九二九—三〇年においては一〇三三萬ルービーであつた。また、同年における國有鐵道の資材購入額は三〇千萬ルービーであつた。これらの鐵道資材の購入については第五章において指摘したやうに、その大半は國外から購入されたものであり、またもしも國內の機械・資材製造業に適當な方策を施せば、輸入を必要としなくなるものであ

る。

現在、鐵道はインド政廳管下の鐵道省 Federal Constitution Railway Board によつて運営されてゐるが、インド憲法によつて同省に委任されてゐる權限は未だに不明確なものである。一九二九—三〇年におきて、鐵道系 Railway System の經營費は中央政府歳出の七五パーセントを超えてゐた。また、もしも資本勘定の運用による資材購入費をも斟酌するならば、年によつて鐵道會計の總支出額は中央政府の歳出總額を凌駕しさをへするかも知れぬ。従つて、かくのごとき巨額の支出を議會が效果的に統制することの重要なことは、いかほど高く評價しても過大評價することはあるまい。

インドの主要港——現在はカルカッタ、ボンベイ、マドラス、カラチ、ラングーン、及びチャッタゴンの六港——は地方的に組織されたトラストの手で經營されてゐる。一九三〇—三一年に、これら諸港よりの収入は七・五千萬ルーピーで、その全資本額は五九千萬ルーピーであつた。これら諸港の發展と収入の増加は、インドの農、工業の發展に伴ふ貿易の成長に依存するであらう。

インドには約五六三の土侯國があり、その人口はインド全人口の五分の一、その面積はインド全面積の五分の二を占める。これら土侯國のあるもの、たとへばマイソールにおける擔稅力は、この地に鐵道、電力のとき有利な公共事業が營まれてゐる爲に比較的高い。だが、他の國々においては稅源は貧弱で、大體、地租、森林稅及び消費稅を源泉としてゐる。これら土侯國中三〇ヶ國には議會があり、この議會に國家豫算案が提出されてゐる。また、他の五六ヶ國では一定の内帑金が定められてゐる。土侯國には何等統一的な課稅基準といふものはなく、従つて土侯國民の一人當り租稅負擔額を英領インドのそれと比較することは容易な業ではない。

(三) 稅收入と課稅

一九三〇—三一年度における英領インドの歳入總額は二六〇・八五千萬ルーピーであつたが、その内譯は次のとおりである。

中央政府

一一四・六〇千萬ルーピー

第八章 財政・金融・投資

二五一

印度の經濟構造

二五二

各州政府	八三・〇八 同
地方團體	五三・一七 同
合計	二六〇・八五 同

これは、英領インド二七〇百萬の人口に割當てると一人當り一〇ルーピー以下にしかない。これに對し他の國々における同じく人口一人當歳入額を、分明せるもののみについて掲げれば次のごとくである。

日本	七六ルーピー
アメリカ	一九七 同
カナダ	一九七 同
イギリス	二九〇 同

第一章に示したごとく、インドにおける人口一人當所得がイギリスの約一三分の一、アメリカの二五分の一であることを想起するならば、英領インドにおける歳入の所得に對す

る割合は低率であるとは考へられない。だが、インド國民大衆は極めて貧困であるから、一寸でも率の良い課税は困難を惹起する。繁榮せる國々においては、このやうに低い收入の者は課税點以下におかれ、全然直接税を課されぬであらう。

さて、次表は世界の進歩的諸國家の國民所得、歳入及び歳入の國民所得に對する百分比を示すものである。これによれば、インドにおける歳入の國民所得に對する割合はアメリカよりも大きい、其他諸國よりは低いことが分る。

國名	國民所得推算額(千萬ルーピー)	歳入總額(千萬ルーピー)	歳入の所得に對する百分比(%)
アメリカ	二四、五三三	二、五一五	一〇
英領インド	二、二二三	二六一	一二
カナダ	一、三一九	二二〇	一六
フランス	二、六一八	四七〇	一八
日本	一、四七一	二四四	一七
イギリス	四、九九五	一、七五二	三五

* 尙、附録第三表を参照せよ。

日本の歳入額（但し一般會計における）は、一九〇〇年から一九三〇年の間に、三四千萬ルーピーから二四四千萬ルーピーに、即ち七倍の増加を示した。しかし、インドのそれ（中央・州政府合計）は、同期間における貨幣價値の變動を顧慮しても、一〇五千萬ルーピーから二二七千萬ルーピーに、即ち二倍と少ししか増してゐない。アメリカ及びイギリスのそれは、日本の場合と同様、この間に七倍も増してゐる。これらの事實は、若干の國における戦後の特別課税を斟酌しても、インドの發展が世界の進歩的諸國の水準に比して、極めて遅々たるものであることを示すのである。

（四）公債

一九三四三月卅一日現在におけるインドの公債總額は一、二二〇千萬ルーピーであつたが、（一〇年前の九一九千萬ルーピーに對して）そのうち約五〇〇千萬ルーピーが外債、約七〇〇千萬ルーピーが内債であつた。英本國において起債された磅公債に基く外債の額

は過去十ヶ年間に着々と増加した。また、この一、二二〇千萬ルーピーの公債總額に對しては、帳簿價額九七八千萬ルーピー（十年前には六六四千萬ルーピーであつた）の利子を生む財産及び約四〇千萬ルーピーの價額を有する現金及び金塊がある。従つて殘餘二〇〇千萬ルーピーの公債は、これをカヴァーする利子を生む財産、現金、乃至金塊を持たぬ譯である。しかしながら、インドの不生産的債務はこの額だけであると看做すのは誤謬であらう。その理由は、所謂「利子を生む財産」のあるものが——その最も重要なものは鐵道であるが——最近全然利益を生まないといふことではなく、——勿論このことは不運と稱し得るであらう——これらの財産のうち約二〇〇千萬ルーピーが諸州及び諸土侯國に貸付られた資本を現はしてゐる、といふことである。即ち、この資本は、通例中央政府に利子を齎するのが當り前なのであるが、インド全體の見地から見れば、この資本が當該州及び土侯國により利子を生む即ち生産的財産に投資されることが明かにならぬ限り、生産的と看做すことは出来ないからである。また、近年不生産的公債も亦増加した。即ち、一九二八—二九年から一九二九—三〇年に至る間に、總計六二千萬ルーピーの公債が増したが、

この時期における資本支出は（州のそれをも含めて）僅かに三八・二千萬ルーピーであつた。

過ぐる數年間、インド政廳の其日々々の行政は、ごく最近まで非常に高利のついた公債及び短期大藏省證券によつて賄はれてゐる。これに反して、日本政府はかゝる短期借入金に頼ることは、全然無かつたとは云へぬまでも、減多にしはしなかつた。

財政學の一般原則に従へば、公債を起すべき唯一の場合は、生産的財産の創設、國內資源の開発乃至國民の經濟狀態を目的とする場合にのみ限られ、たゞ外國の侵略に基く戦争の場合だけが例外として許されるに過ぎない。ところが、インドの公債の増嵩は、生産的乃至國家的發展の計畫によるものではなかつた。戦争終熄後、インド政廳の財政上の赤字の累積額は一五六千萬ルーピーに達した。而もこれらは（以下に言及する其他の對外債務と同様に）もつばら公債によつて賄はれたのである。

さて、五〇〇千萬ルーピーの外債に對する年々の支拂は正貨乃至商品の輸出の形態で行はねばならず、その限りにおいてインドの收入をそれだけ減ずるものであるが、これに反

して、内債に對して支拂はれた利子は國內に止まりインド國民の間を流通するのである。

インドのために起債を行ふ手續に關してインド事務大臣が專斷的權力を行使し、而も英本國議會の支持をさへ受けてゐることは、インドの不利を招いた様々の貸借契約を結果するに至つてゐる。たとへば、インド政廳は、一九二一―二二年度に英本國で七分利付公債七・五百萬磅（七・五千萬ルーピー）を起債したが、その同一年にインド國內では六分利付で四九千萬ルーピーを起債出來たのであり、と同時に南阿及びオーストラリアはロンドンでインドよりも低利、即ち五分利付で起債したのである。これに對してインド金融界が不滿の意を洩した爲、インド事務大臣は其後これを各三分利付の二口の假證券ペーパーに借換へたがその額面は前の倍額とされた。この結果、利率が多小減じたことは明かであるが、負債の重荷は依然同じであつた。

日本では、公債は直接・間接に生産的な目的、たとへば工業、教育、水利事業、電氣・ガス事業のために起債されてゐるが、その額は一九一九年の五二千萬ルーピーから一九二九年の二七二千萬ルーピーに増加した。と同様に、イギリスにおける社會施設に對する支

出は一九一〇—一一年度の約九千五百万ルピーから一九二八—二九年の五二八千百万ルピーに激増した。

將來においては、インド財政の負擔となるべき公債を起債する權限はインド政府の手に與へられることが肝要である。而して、すべてかゝる公債は以下の何れかに分類される類のものでなければならぬ。

- (一) 生産的——國有鐵道、灌漑事業、國營工業等を賄ふ爲に使用せらるゝもの
- (二) 開發的——衛生、教育等の社會施設、地方團體への融資等に充てられる政府公債 National Government Bonds の形態におけるもの
- (三) 不生産的——戰爭、内亂、赤字補填、賠償等のためにするもの

(五) 外國の對印投資

インドにおける外國の投資額及びインドの全負債額に關する實數は不明であり、僅かに

推算乃至概算が可能であるに過ぎない。一九三三年三月卅一日現在におけるインドの對外債務は、諸公債の形態によるもの其他英本國における負債が三七九百万磅、及びインド外で登録されてゐるがインドで活動してゐる諸会社の投資額が、推定額約五〇〇百万磅であつた。其他若干の種々の投資を加へれば、インドにおけるイギリスの投資は一、〇〇〇百万磅即ち約一、三〇〇千万ルピーと推算せられる。尙、この數字は最近インドの英國人聯合商業會議所 British Associated Chamber of Commerce in India の發表になるものである。こゝ久しい間、入超はなかつたから、インドにおける外國の投資が依然一、〇〇〇百万磅に達してゐるといふ事實は、この資本の相當大きな部分がイギリス投資家によつてインド國內に輸入されたものでなくして、インド國內で儲けられて再投資されたものである、といふ證左であると信ぜられてゐる。このことは、一九二二年に故インチープ卿 Lord Inchcape がカルカッタで行つた演説中の陳述によつても證せられるところである。英本國の對外投資總額は約四、〇〇〇百万磅と見積られてゐる。それ故、イギリスがインドに投資してゐる資本の額は、その對外投資額の約四分の一と押へることが出來よう。

インド國內の諸企業に投下された資本に對して英本國に支拂ふべき利子の率を平均五パーセントとすると、その利拂額は年に約五〇百萬磅、即ちほゞ六五千萬ルーピーとなる譯である。

英本國に設けられたマクミラン委員會の報告によれば、イギリスの對外投資からの純收入は、一九三〇年においては二三五百萬磅であつた。その四分の一は五八・七五百萬磅であるが、これは上記のインドにおけるイギリスの投資に對して年々イギリスに支拂はれる利拂額よりも僅か八・七五百萬磅餘計なだけでこの點からみても大體一致すると云へる。

(六) 國民所得、國富及び負債

一九二四年にインドの國民所得に關する詳細な推計が行はれたが、これによると一九二二―二三年のそれは二、五〇〇千萬ルーピーと推算され、即ち人口一人當り七八ルーピーとなつてゐる。また、インドから流出する額は、平常年度においてあらゆる源泉からのものを合計すると約二二〇千萬ルーピーで、従つて人口一人當り純年所得額は七ルーピー

となる。今年（一九三四年）のやうな年においては、インドの所得は一人當り五〇ルーピーを超える筈はない。また、英領インドの國富は大體二二、〇〇〇千萬ルーピーと見積られてゐるから、人口一人當りでは四四一ルーピーである。

若干の世界の進歩的諸國のこれに大體對應する數字と比較した次表は含蓄がある。

國富と國民所得

國名	人口(百萬人)	一人當所得(ルーピー)	一人當國富(ルーピー)
アメリカ	一二二・七七	二、〇五三	九、三六五
カナダ	一〇・三七	一、二六八	八、〇二三
イギリス	四六・一八	一、〇九二	六、三七一
フランス	四一・八六	六三六	四、五八一
日本	六五・三六	二七一	二、三〇八
英領インド	二七一・五三	八二	四四一

上表においては、國富及び國民所得の數字は種々の出所から採つたもので、必ずしも全

部が同じ年のものではない。

インドにおいては、國富及び國民所得を定めるために適當な努力が拂はれてゐない。上表に掲げた數字も別々の民間諸機關及び經濟學者——それも大部分は外國人である——による推計から作成したものである。かくて、先に提案した財政委員會 National Finance Commission が定期的にインドの國富と國民所得とを推定し、これをインド國民に知らしめる爲に公刊するならば、まさに時宜を得たものと云へよう。

インドの農家負債の大いさ及びそれがインド農業經濟に及ぼす影響は、近年、數ヶの専門委員會によつて検討せられた。この負債額は第二章にみたごとく、約九五〇千萬ルーピー、即ち英領インド農村人口各一人につき約五〇ルーピーである。尙、この推計は三年前に行はれたものであるから、今日に至る間に何等負債が増加しなかつたと假定しても、農産物價の著しい値下りを考へるならば、今日農民の上へのしかゝつてゐるこの負債の重荷は、平準年度におけるものの一倍半ぐらゐの重さを持つことになる。また、この重い負債に處すべき彼等農民の困難さを完全に理解する爲には、この數字をインド農民の人口一人

當り所得——即ち推算によれば五〇ルーピー——と對比しさへすればよい。

尙、農家負債の問題とじつくり取組む爲には、農民から搾り取られてゐる高利の利率の問題、農民が（借金の結果）土着銀行業者 Sowcar に土地を讓渡するといふ問題、を仔細に検討すること及び農民を高利の借金及び不當な抵當權の設定から救済する方法を案出することが更に重要である。イギリス及び諸外國に年々支拂はれる費用は約一六一千萬ルーピーと見積られてゐる。而もこれには、英本國へ送金される年金其他の本國費及びインドと貿易關係を結んでゐるイギリス以外のものに對する債務は含まれてゐないのである。従つて、イギリスがインドにその對外投資の四分の一を投下して居り、それ故、インドがイギリスの海外よりの受取金の四分の一を買納してゐると假定すると次のやうになる。

イギリス及び其他諸國の海運收入

三五（千萬ルーピー）

外國銀行に對して支拂はれる爲替手数料其他手数料

二一

インドの諸産業（石炭、黃麻、茶のごとき）に従事する

イギリス人の事業利得俸給等

四〇

第八章 財政・金融・投資

二六三

印度の經濟構造

二六四

イギリスの對印投資に對する利子

(前記のごとく五パーセントの利率で計算)

六五

計

一六一

既に述べたやうに、これは極めて大雑把な推計である。この點に關して、インドの對外債務の眞の地位を確める手段はないのである。官廳出版物は沈黙してゐる。かくて、上に提案したやうな財政委員會に出来る限り正確なインドの年負債額を確認する事實を委任すべきである。

(七) 將來における聯邦豫算

現在構想が練られてゐる新憲法に含まれる聯邦財政 Federal Finance に關する實行可能な且つ永續的な計畫は、インド聯邦を構成する單位の財政的全地位を注意深く検討した後はじめて生み出し得る。將來における聯邦政府の財政について検討を行ふ爲に最近任命せられた諸委員會の報告によれば、インドが現在の異常なる經濟恐慌から救出されて後は

じめて聯邦憲法の制定のための財政的豫見を餘蘊なく下し得るだらうと云はれてゐる。このやうな恢復が招來されなければ、將來の聯邦政府の豫算状態が満足すべきものになるまいといふ危惧、このやうな危惧は現在のごとき高額の軍事費、行政費が將來も尙當然繼續するものと假定すれば、必然的に隨伴すると考へられる。即ち、インド軍に對する經費は大叛亂(譯註、即ち一八五七年のセポイの叛亂)の前年には一三千万ルーピーであつたが、一九三三―三四年の修正豫算推計額は、物價の激落、減俸及び諸事緊縮が行はれたのにも拘らず、四四千万ルーピーの高額を示してゐる。しかしながら、インドが實際に背負つてゐる國防上の重荷は次の諸條件を考慮すればこれよりも遙かに多いのである。即ち、戰略的鐵道の建設費、軍専用鐵道運営にかゝる損失、及び大戰によつて招來された老大な借入金に對する利拂、乃至國境地方における戰鬪の遂行、其他各種の軍事行動の遂行に要する費用を斟酌すれば軍事費の負擔はずつと増加するわけである。これらの費用を合計すれば、忽ち二〇千万ルーピー乃至二五千万ルーピー又はそれ以上になるであらう。我々はまた次のことを斟酌しなければならない。即ち、上記の四四千万ルーピーといふ數字は、當時の

財政状態が破局に瀕してゐたこと、及び機械化及び裝備改善の計畫が延期されたことに基くものであつて、それ故、平常年度においては軍事豫算はインチケープ委員會の示した數字、即ち五〇千萬ルーピーを下らないであらう、といふことこれである。

英帝國の諸自治領が負つてゐる國防費の負擔と比較すると、インドはこれらの自治領よりも遙かに高價な値を拂つて自己を外國の侵略から防衛してゐることが分るであらう。たとへば、カナダでは全國防費及びイギリスのカナダ艦隊 Royal Canadian Navy の費用を合計した總額は一三・四三百萬弗であつたが、これは全歳出額の四パーセントに過ぎない。ところが、インドでは國防費は全中央財政歳出額の三七パーセントを占めてゐる。

さて、かゝる龐大な經費はどうして生じたかと云ふと、それはインドの防衛よりも寧ろ英帝國防衛を目的とする多數のインド駐屯イギリス軍の維持のためである。しかし、公正を期するためには、インドの歳入はインド軍のうちインドの防衛に當るものみの費用を支辨すべきである。

また、行政機關に費される費用も亦不當に多い。これ亦、インドの實情及び水準に相應

しい程度に切下ぐべきである。既に將來官途に就く者の俸給を若干切下げることが行はれつゝあるが、これは改革された政府が政治の衝に當る時には、更に效果的に處理されるであらう。ところで、常備の軍事及び行政關係の諸機關に對する經費がこの國の必要が財政状態の割に不當に高いのに反して、精神的、物質的發展に對する經費は釣合のとれぬ程低い。即ち、教育、保健、衛生、救護、農工業問題の科學的研究、交通の發展、大規模な動力の供給——これら及び同様な多くの事柄（但し鐵道及び灌漑事業は例外であらう）は中央及び地方各政府の管掌事項であるが、これらは極めて不十分な程度でしか行はれてゐない。かくて、インドにおける國家的行爲の職能及び目的に關してラヂカルな見解の革新を行ふことは、當面喫緊の必要である。

も一つ、將來の聯邦豫算において行はるべき本質的な改革は、議會が聯邦の歳出について支配力をもつといふことである。上に言及した聯邦財政を檢討する爲に任命された委員會の提案に従へば、聯邦政府純歳入の約八〇パーセントにのぼる國防、債務其他の諸費用は聯邦議會の權限外に置かるべし、とされてゐる。また既に見たやうに、中央政府の平準

年度歳入の約四分の三に等しい鐵道豫算は、新規に設立さるべき鐵道局 Railway Authority の手に委ねられる筈であり、これに對する議會側の統轄の方法は實際上は效果的なものではないやうである。従つて、かやうな取極めは聯邦責任政治 Federal Responsibility に近似したものをさへ齎さぬであらう。また、もしこれを容認すれば、輿論との絶えざる衝突を惹起するの結果を生ずるであらう。かくて、インドの國防及び財政の安定を齎す責任は、インド人の藏相及び議會に委任さるべきである。

將來における聯邦豫算に關係のある其他の事項中、決斷を下すべき必要のあるものは以下の諸事項である。即ち、新たな州の創設により生ずる経費の増加を賄ふ爲、インド各州に新たな課税を行ふ可能性の問題、聯邦歳入剩餘金額を工業諸州に公正に割當てること、聯邦税を土侯國にも納付せしめること、及びビルマ分離問題 譯註、既に印緬は分離された）及びこれが聯邦財政に對して有する眞の意義等がこれである。また、既述の爲替其他金融上の諸事項についても亦、政策の更改が必要である。かくして、既に提案せるごとく、聯邦政府制度下における政策の更改が行はれるならば、工業の擴充、貿易の恢復が成り、税

収入は増加し、現在よりも遙かに多くの歳入が齎されるであらう。それ故、上に提案せる聯邦政府の豫算上の地位は、以てこれら諸問題が満足に解決されるか否かに依存するのである。

第九章 貨幣・金融・其他

爲替・通貨政策——一志六片比率——ルーペーの磅への釘付とその諸結果——
 紙幣準備——金の輸入・輸出・貯蔵及び生産——世界金融會議——金融——イン
 ド帝國銀行——インドの爲替銀行——準備銀行案——土着銀行——協同組合金
 融——保險——外國會社の競争——保險の重要性——株式會社——インドで活
 動してゐるイギリス系諸會社

(一) 爲替・通貨政策

こゝ幾年間かにおけるインド政廳の爲替・通貨政策は、常にインドの専門家及び實業家の公けにした見解と異なるのみならず、重要な點に關しては、政廳自身が時にふれて生じた特殊問題検討の爲に設置した大小委員會 Commissions and Committees の勸奨にも相反

するものであつた。インドに造幣局を設置することを拒否したこと、インドへの金の輸入を制限するためインド事務大臣が無制限にインド省手形 Council bills (譯註一) を賣出したこと、及び英本國にインド在外正貨準備 Currency Reserves を設置したこと、これらは皆かゝる政策の初期における特徴であつた。

一ルーペー・一六片(即ち一志四片)の爲替價值は、戦前においては永久的なものと思はれてゐた。ところが、大戦中、イギリス政府はインドの通貨に關して周到な政策を採り、ルーペーの爲替相場を當時の諸事情が必要とする程度まで昂騰するに委ねた。だが、政府は、銀が自然的低落傾向を辿り、戦前の一六片に復歸するやうにする代りに、一般の豫想を裏切つて、一九二〇年二月比價を二志に固定し、これを人工的手段で固守した。だが、遂に諸々の困難が発生し、その結果これは全然不可能な取極めとして抛擲されねばならなくなつた。かくて、この政府の方策は、インド國庫に三二千萬ルーペーの損失を結果したのであつた。

(譯註一) インド省手形 Council bills とは英本國のインド事務大臣がその諮問機關たるインド參

事會 Council of India の議を経て、インド政廳が英蘭銀行に有する金預金を引當に發行する送金爲替手形であり、由來インド事務大臣がロンドンにおいてインド政廳の爲に支出すべき諸經費（即ち本國費 Home charge）の資金調達に充てられるものである。尙、この手形はロンドンからインドへの送金者が購入する譯であるが、これはインドが大體出超を維持してゐる爲に可能となる。一方、インド政廳は、インドでこの手形に對して通貨を以て支拂ふのである。

(11) 一志六片比率

また、爲替相場を二志と一志四片の間、即ち一志六片に定めたことも、また／＼インド内部の見解と齟齬するものであつた。尤も、これは一九二五—二六年のヒルトン・ヤング委員會 Hilton Young Commission（譯註一）の委員の多數が勸奨したことはあつた。ところで、この一志六片比率がインド農民に不幸な結果を齎したことは云ふまでもなく、就中輸出作物生産者はいたく打撃を蒙つた。そして、一志六片比價の人的維持は、ルービ

一のオーヴァ・ヴァリエーションの結果し、インド輸出貿易を萎縮せしめ、また農産物のルービーによる價格を更に沈澆せしめた。かくて批判者達は云ふのである。高率の爲替相場はインドから英本國へ送金する外國資本家、イギリス商品輸入者、英人官吏、イギリスの海運、保險商社を利用する爲に維持されてゐるのである、と。ルービー相場が眞の比率に復歸するならば、その結果對外債務の重荷が僅かばかり増加しても、輸出の増加、物價の昂騰、及び順調な貿易收支による刺戟によつてインドに齎さるべき諸利益は、これを相殺して餘りあるであらう。

（譯註一） ヒルトン・ヤング委員會はインド幣制改革の準備のため一九二五年八月二十五日英本國政府により任命され、一九二六年八月四日報告書を提出した。

同委員會報告書は先づ金爲替本位制を批判してその缺陷を指摘し、これに代はるべきものとして金地金本位制を勸奨した。そして、インド政廳及びインド國內の輿論が國內産業保護の見地から堅持してゐた金貨本位制を拒けた。こゝにイギリス帝國主義のインド擡取の傳統政策が現れてゐる。かくて、ヒルトン・ヤング委員會の勸奨は、一九二七年の貨幣

法となつて同年四月一日より實施され、ルービイの價は一志六片に定められた。

(三) ルービイの磅への釘付とその諸結果

ルービイに對する一層高い爲替相場決定によつてインド人が蒙つたかゝる大損害は別としても、政府は一九二六年以後次のごとき通貨委員會 Currency Commission の確乎たる勸奨を無視したのである。その通貨委員會の勸奨といふのは「あらゆる機會を逃がすことなく、紙幣準備中の金保有高を強化せねばならぬ」といふのであつた。このルービイの磅への釘付の政策は、一九三一年九月における英本國の金本位離脱後、インドからの金の逃亡を促進し、一九三一年九月から一九三四年六月初に至る金流出額は一八七千萬ルービイの巨額に達した。無論、この金の少くとも一部分は政廳が買上げて紙幣準備として保有したに相違はない。だが、一方、インドからの金の輸出は、政廳の爲替政策及び當面の機會に金を輸出する者に即刻利益を與へると稱揚した屢々なる公式の聲明によつて、大いに促進せられた。尙、これに就て注目すべきは、フランス中央銀行がフランス政府のために一

九三〇年から四年間、民間からの價額四九千萬ルービイの金貨を買上げた、といふことである。また、インドの金保有を増加すべきも一つの機會は、一九二七年にアメリカがヨーロッパ諸國に九三百万弗に達する金を賣却した時にあつたのであるが、この機會も亦失はれた。即ち、當時計畫中であつた準備銀行(譯註1)の金準備を蓄積すべき明白な必要があつたのであるが、インドはこの金を買入れることを許されなかつたのである。

(譯註1) インド準備銀行設立案は最初一九二七年一月インド議會に政廳が提出したもので、これによれば資本金五千萬ルービイの株式組織の純商業的理事會を有するものであつたが、議會特別委員會はこれに反對し準備銀行を國立銀行たるべしとなした。その結果、政廳側は一度修正案を容れたものの、翌二八年一月再び株式組織による新法案を提出し、これまた議會の反對に遭ひ、遂に準備銀行設立案は行惱みに陥つたのであるが、一九三四年三月、準備銀行法の通過をみた。

(四) 紙幣準備

インド政廳は、多年インド金融處理に關し逆境に立つてゐたが、遂に以下のごとく決定するに至つた。即ち、將來におけるインド通貨の管理及びルーピー爲替相場の維持は、一切の政治的影響から獨立したインド中央準備銀行 A Central Reserve Bank in India の手に委ねらるべきこと、及びかかる準備銀行の設置及びこれが運営はインド議會に對する財政事項に關する責任の移讓に先行すべきであるといふことである。

「見えざる」輸入——しかも、それは近年におけるインドの貿易状態に鑑みると必ずしも常に商品輸出によつてカヴァーし得られざるものである——に基く支拂を年々行ふために巨額の金が必要なインドのごとき特殊な事情においては、専門委員會が勸奨した最低額よりも一層大きな割合の金を紙幣準備として保有すべきである。紙幣準備及び金本位準備中の金及び磅證券(舊平價で金と兌換される)は、一九三一年九月二十一日には、五七・八一千萬ルーピーに及び一四六千萬ルーピーの發券高に對してゐたから、即ちその準備率は四

〇パーセントであつた。一九三四年二月における最後の豫算演說中において、インド政廳財務長官 Finance Member of the Government of India は、一九三四年三月三十一日における状態は次のごとくであらう、と推定してゐる。即ち、金及び磅證券一〇六千萬ルーピー、發券高一七八千萬ルーピー、準備率六〇パーセント、になるだらう、と。これは餘りにも高率な準備率であるかに見えるが、しかし四〇パーセント以下の準備率では満足なものとは考へらるべきではない。一九三四年三月に通過した準備銀行法 The Reserve Bank Act によつては、同行發券部の負債の四〇パーセントは金貨、金地金、乃至磅證券よりなるべく、また最低四〇千萬ルーピーの金貨及び金地金を保有すべきことが規定されてゐる。もしも上記四〇パーセント全部が完全に金を以て保證されねばならぬとすれば、(現在の事情にして變らないとして)七〇千萬ルーピーの金貨及び金地金が必要となる譯である。従つて、この差額三〇千萬ルーピーの金を磅證券を以て置換へることは、現在磅が金にリンクしてゐないことを考へれば、決して満足なものとは云へぬであらう。

一體、二ヶ國双方の政治的・經濟的目的及び利益が相異なる際に、その一國の通貨を他の

一國のそれにリンクすることには、内在的な缺陷が存在する。インドにおける磅爲替制度 Sterling exchange system はインド政廳の屬領的形態の附屬物なのであり、従つて、政治的勢力の支持なくしては、インドのために健全な金融機構を設定する提案を行つても、全然成功の機會に恵まれないであらう。だが、もしもイギリスの金融資本家が磅の動きを動かがまゝに放任し、それ自身の占むべき水準に落着くやうにすることが賢明であると考へたとするならば、インドのルービーに對しても同じことをやるのが賢明でないと考へらるべき理由は理解出來ぬところである。磅の價格はイギリスの年々の貿易差額如何に依據する。ところが、ルービーの運命は、單にインドの對外貿易に依存するのみならず、イギリスのそれにも依存するのである。また、ルービーは磅に縛り付けられてゐるが、磅はルービーに縛りつけられてはゐない。即ち、この二つの通貨のもつ義務は双務的なものではないのである。かくて、インドの通貨政策を即刻再調整し、またルービーの爲替相場をインドの國際貿易に適合するやうな比率に定めることは、これ以上の悲惨な結果をこの國に齎すことを防止する上に是非必要である。また、インドは、自國に最適な通貨の本位を決定

するために、世界の狀態が改善されるのを待つ要はない。即ち、若干の部面において、インドはこのやうに待機することを執拗に勧告されてゐるのであるが、この場合かやうな待機は不必要である。世界の他のどの國を見ても、自國の財政・金融を再建するのをインドほど待つてゐる國はないのである。現にイギリス自身でさへ、そんなことはしなかつたのだ。また、アメリカのルーズベルト大統領が爲替及び金融の分野において最近採つた行動及び國內物價水準引上げのために新たに NRA を構成したことは、インドにとつては實物教育として役立つものであらう。

(五) 金の輸入、輸出、貯藏及び生産

一九三二年における世界の金貯藏高は三、一〇〇千萬ルービーと推定されて居り(註一)そのうち二、〇〇〇千萬ルービー即ち三分の二はアメリカとフランスが保有してゐた。一九三一年におけるインドの金貯藏高は約六九五千萬ルービーと見積られ、金・銀を合すれば七八〇千萬ルービーであつた。

世界の金生産高は年額一〇七千萬ルーピー(註2)と計算されてゐるが、その約半分は貨幣用金として用ひられ、残りの半分は工業用其他に使用されてゐる。

インドへの金・銀の輸入——金・銀貨及び地金——は、一九三一年に終る一〇年間においては、四六六千萬ルーピーと見積られ、従つて年平均四六・六千萬ルーピーである。その内譯は金二八〇千萬ルーピー、銀一八六千萬ルーピーである。過去三〇年間におけるインドへの金の純輸入高は約五三〇千萬ルーピーに達してゐる。

(註1) 一九三四年五月一七日現在で、イングランド銀行は一九二百万磅、フランスは七六、〇〇〇百万法、を夫々保有し、また一九三四年五月十日現在でアメリカは四、八五〇百万弗を保有した。

(註2) 二〇百万オンス。一オンスは六磅一六志〇片。

(六六) 世界金融會議

ヴェルサイユ條約に基く戦債及び賠償金は、アメリカを世界の主要債權國たらしめるに

至つた。また、アメリカは同時に主要な工業國・輸出國となつた。かくて、この兩方面における發展の結果、アメリカが他國からの支拂を商品態で受取ることとは不可能となる傾向にあり、従つて、他國からの金は一路アメリカへと間斷なしに流れ込みつゝある。だが、この結果、世界の通貨及び貿易の状態は攪亂され、現在の世界恐慌の主因をなすに至つてゐる。一般にヨーロッパの債務國は、ヴェルサイユ條約による債務を履行することが出来ず、また、支拂期限通りに割賦金の支拂をなすことも出来ない状態である。かくて、國民間の信頼は震撼され、信用は梗塞し、通貨は減價し、貿易は危殆に瀕した。最近ロンドンに世界經濟會議が開催され、事態を各分野に亘つて論議し、救済策を講じたが、關係諸國間の利害の衝突は著しいものがあり、決定乃至諒解は全然成立を見なかつた。そして、インドは債務國ではないが、これらの世界情勢の變化によつて生じた經濟恐慌の餘波を蒙らざるを得なかつたのである。

さて、インドに古來金を裝飾品として使用する慣行があつたことは、ある意味では役に立つことであつた。といふのは、過去二年間に見られたごとく、その結果インド國民は手

持の金及び金製品を賣り、相當な代價でルピーと引換へ、以てこの困難な時期を乗り越えることが出来たからである。だが、金を裝飾品に餘り多く使用することは、それがそれだけ資本を死蔵することにあるといふ意味においては、望まじきことではない。従つて、金を用ふべき生産的用途に關して、學校や宣傳などによつて國民を啓蒙すべきである。

(七) 金 融

インドにおいて銀行業を營む諸機關は以下の六種類に分類し得るであらう。

- (1) インド帝國銀行。拂込資本金五・六三千万ルピー、積立金五・二〇千万ルピー
- (2) 外國爲替銀行。資本金・積立金各行總計一八八百萬磅を有し、インド國內に業務を營む。
- (3) インド株式銀行。(即ち、資本金及び資産五〇萬ルピー以上のもの) 拂込資本金及び資産各行總計一・八四千万ルピー。
- (4) インド協同組合銀行。運轉資本各行合計三五・九四千万ルピー。

(5) 土着銀行。大體は登録されてゐないが、ほゞ近代的な線に沿つて銀行業務を營む。資本金及び積立金不詳。

(6) 郵便貯蓄銀行。

一九三一年には、アメリカには二二、〇七一行餘の銀行があり、その資本金及び積立金は三、五四一千万ルピーに達し、預金は一三、七八八千万ルピーに及んでゐた。同じ年にカナダには四一七六行の銀行があり、その資本金は一、一四千万ルピー、預金は八三六千万ルピーであつた。これに對して、イギリスでは一九三二年に銀行々數一二、五五七、資本金三一六・五千万ルピー、預金三、二二六・五千万ルピーであつた。また、日本では一九三〇年に銀行々數八、六七六(支店を含む)、拂込資本金及び積立金三六二千万ルピー、預金(一九二九年)一、四〇七・五千万ルピーであつた。これに反してインドには(一九三〇年)約八八〇行の銀行があり、資本金二五・四五千万ルピー、(但し外國爲替銀行の資本金及び積立金を除く)預金總額は二二七・六六千万ルピーであつた。尙、預金のうち六八千万ルピーは爲替銀行への預金である。

また、人口一人當り平均預金額は次のとおりである。アメリカ一、一二三ルーピー、カナダ八〇四ルーピー、イギリス六九八ルーピー、日本二一五ルーピー、インド六・四ルーピー。

一九三〇年におけるアメリカの手形交換高は一四九、〇〇〇千萬ルーピーに及び、同じく日本のそれは六、八三八千萬ルーピーに及んだが、インドでは一九三一年に僅々一、六三四千萬ルーピーであつた。

(八) インド帝國銀行

インド帝國銀行 The Imperial Bank of India は、一九三一年に、國內各地に一七二行の支店を有してゐた。また、同行は無利子の政府預金一九・〇八千萬ルーピー、其他預金六一・四九千萬ルーピーを有してゐた。尙、一九二二年創業以來年々その拂込資本に對して一六パーセントの配當を行つて來たが、たゞ過去二年間は例外で夫々一四パーセント及び一二パーセントの配當をなす旨聲明してゐる。

從來、インド帝國銀行は、特權的な地位を占め、インド議會によつて定められた特別法に準據して貿易及び一般銀行兩業務を營む銀行であつた。しかし、本年（一九三四年）インド準備銀行案が可決されるに及び、インド帝國銀行は舊法により享有してゐた純然たる中央銀行としての權限を喪失した。また、インド帝國銀行の業務を規定せる法律も亦改訂された。即ち、現在效力を發生してゐる改正法の下においては、政廳の同行統制力は更改されたのである。また、同行はインド準備銀行の代理機關として政府關係業務を營む爲にインド準備銀行と契約を取結ぶ權限を有してゐる。更にまた、國外即ちロンドン其他に支店を開設することも可能となつてゐる。一方、同行の爲し得る對外業務について從來加へられてゐた制限も亦取除かれた。國內業務に關しても亦若干の權限の擴張が行はれ、外國爲替業務の遂行も可能である。かくて、總督は必要に應じて同行業務を監査する權限を有してゐるとは云へ、同行の有する特權的地位は今日尙ほ批判檢討の對象たるを失はぬのである。就中、インドにおける民族銀行の發達を考へるとき、同行の地位は假借なき批判を必要とする。

(九) インドの爲替銀行

もとは外國貿易金融のみに關する業務を營んでゐた外國爲替銀行は、近年、國內産業に關する通常銀行業務にも亦積極的な役割を演じつゝある。従つて、これらの銀行を「外國爲替」銀行 "Exchange" banks と稱することは、やゝ稱呼を失するものである。額は不明であるが、これら諸銀行が行つてゐる金融の大部分は——元來これらの銀行の金融は當該登録國からの預金によつて賄はれてゐたのであるが——いまはインド自身から預金として受け入れた金によつて行はれてゐる。そして、かゝる預金額は一九〇〇年の一〇・五千萬ルーピーから一九三〇年の六八・一千万ルーピーに増加した。また、この資金は専ら外國貿易金融及びインド國內商業に利用せられてゐる。一方、インド株式銀行諸行にあつては、預金額は一九〇〇年の八・〇七千万ルーピーから一九三〇年の六三・二千万ルーピーに殖えてゐる。

さて、以上三種の銀行、即ちインド帝國銀行、外國爲替銀行、インド株式銀行の預金額

額は、一九二九年には二二二千萬ルーピーに達した。このうち、インド帝國銀行は三八パーセント、外國爲替銀行は三一パーセント、インド株式銀行は三一パーセントをそれぞれ保有してゐた。

インドにおける外國銀行は、諸外國におけるよりも遙かに大きな意義を有し、インドの外國貿易及び國內商業に遙かに大きな勢力を振つてゐる。たとへば、インド株式銀行は何れも海外の諸大陸に支店を有せず、従つてインドの外國貿易は大半は外國銀行の手を通じて行はれねばならぬ。かくて、インド外國貿易中インド人銀行の有する割合は、ほとゞ全體の一五パーセントと概算されてゐる。インド帝國銀行は、既に述べたごとく、一九千萬ルーピーの官金（譯註、即ち政府預金）を無利子で保有するの特權を有するが、屢々土着銀行及び株式銀行の不平の種となるやうに、餘りにも保守的な政策を固執し、また、インドの外國貿易・國內商業が當然受くべき權利のある信用を與へない。

既に言及したとき爲替及び通貨に關する一般財政金融政策は、屢々政府をして高利の借入金をなすことを餘儀なくせしめた。その結果、一般國民は銀行預金を引出して、これ

を更に利廻の良い政府證券に投ずることとなり、かくて國內における通常銀行業務を阻碍するに至つた。

(10) 準備銀行案

既に言及した計畫中のインド準備銀行においては、一六名の理事より成る中央理事會 A Central Board が設けられる筈で、そのうち八名は株主の選舉により選任され、殘餘八名(但しこのうちには總裁一名、副總裁二名を含む)は政廳によつて任命される筈である。また、後の八名中二名は議決權を享有しないことになつてゐるから、選舉によつて選任された理事が多數を制することゝならう。けれども、理事のうち一定の割合のものがインド人でなければならぬ、といふ規定は全然無い。更にまた、本行は株主の銀行で、何等「政治的」勢力に左右されぬことになつてゐる。そして、英領インド臣民及び土侯國臣民が株主となり得るのみならず、また協同組合、加盟銀行 Scheduled Banks —— 同法の下に登録された諸銀行——及び諸商社も亦すべて株主となり得る。尙、この諸商社とは英本

國の法令 Act of Parliament (譯註、議會の協賛及び國王の裁可を経た法令) 及びその政府がインドに差別待遇を與へない英帝國內諸國の法律によつて設立されたもので、インドに支店を有するものを云ふ。また、準備銀行の理事及び五つの地方理事會 Local Boards のメンバーはインドの中央及び地方議會の議員となることが出来ない。さて、本行の主たる機能は、發券銀行としての機能を果し、インドのために信用を統制し、また通貨の安定をはかるにある。また、政府の銀行、商業銀行の銀行として機能するにある。更にまた、その目的は株主に配當を齎し、乃至は顧客先に貸付を行ふ爲に預金を集めることよりも、寧ろ全體としてのインド銀行組織の剩餘現金準備を必要時に際してこれを利用出来るやう、貿易・商業銀行の役に立つことにある。尙、本行はこれらの諸機能を果すほかに、即時ロンドンで引渡すべき磅を特定の割合で賣買せねばならない。加盟銀行は毎日の業務締切時に一覽拂負債の最低五パーセント、定日拂負債の最低二パーセントを準備銀行に有する勘定の帳尻に残さねばならぬことになつてゐる。そして、準備銀行はこの條件の代りに、加盟銀行の手形 Paper を割引かねばならぬ。云ふまでもなく、この規定は、インド土着銀行

の發展に最大の意義を有するものである。何故かならば、この規定は地方において低廉な信用を供與するために利用出来るからである。また、發券準備に關する規定は、インドにおける磅本位制 Sterling Standard の確立を示すもので、これは一九二六年に起案された金地金本位制 Gold Bullion Standard 確立計畫とは著しく相違した案である。而して、このことは本行が要求され次第ルービー・磅の比價一志六片に近い價格で磅の賣買をなす義務を負つてゐることから完全に確認される。

また、本法はルービーの磅へのリンクを恒久化するものである。だが、そこには一九二二年のジュネーヴ會議——因みにこの會議は中央銀行業務の進展即ち中央銀行が金價格に對して責任をもつことに對して一つの時期を劃したものである——の諸結果を體化しようといふ方策は全然行はれなかつた。即ち、事情の起草者はジュネーヴ會議の教訓を銘しなかつたし、また、一九三三年のロンドンにおける金融經濟會議において採擇された決議の中央銀行政策に對する意義をも念頭におかなかつたのである。ところで、同會議の決議の一つは次のとおりであつた——因みに、これには専門的金融問題に關する小委員會 The

Sub-Committee on Technical Monetary Problems. に代表委員を出したアメリカを除く各國政府代表が署名承認したのである。——即ち、それは本問題の論議は未だ時期尚早であるとなし、各國の金本位維持及び金本位の適切なる機能の維持を強調せるのみならず、また各國内において「妨げらるることなく」金本位の機能を統御する權限を中央銀行の自由裁量に委ねることを強調したのであつた。だが、この原理は、インド準備銀行の任務・機能の決定の際には準據さるゝところとならなかつたのである。さて、再び本行の構成に戻るが、本行の構成——即ち中央理事會は半ば選舉、半ば指名によつて任命される理事より成るといふ構成——は、インドの、然り、インドのごとく多年發展を希求し來つた國の信用問題を處理する上に本行が有する能力といふ點からは、批判に値するものである。加之本行條例中には國內金融恐慌對策に關する規定があるとは云へ、それは、加盟銀行及び一般國內銀行の立場からすれば、餘りにも高價な費用を以て確保されるのではないか、といふ危惧なしとしない。地方理事會の權限は純然たる諮問機關としてのものにすぎず、何等執行機關たるの實を有しない。その加盟銀行——これも準備銀行の株主であるが——に對

する關係は、明確に規定されてゐない。地方理事會は商業手形の審査には重要な役割を演じ得るかも知れぬが——即ち事實上は割引委員會として行動するのである——それらが加盟諸銀行の貸付政策に統制を加へ得るといふ規定はないのである。しかし、このやうな規定こそ、まさに一九三三年のアメリカ銀行法が規定・實施せるところである。まことに、インド準備銀行條例に加盟銀行の放漫を阻止すべき何等の規定がないことは、同條例の重大なる缺陷である。しかも、この加盟銀行の手形を準備銀行が割引すべきことが本條例によつて規定されてゐるに於いておや。そして、この割引政策はインドの信用、金準備及び一般購買力に影響を與へるであらう。かくて、一般的には次のやうに言ひ得るのである。インド準備銀行條例は、何等論理的な思想體系によつて齎されたものではない、と。またこれが準備銀行中央理事會と地方理事會間の、及び準備銀行自身と政府間の授信力の配分の計畫としては、明確に案出された計畫であるとは決して云へぬのである。

(一一) 土着銀行

インドの銀行組織に關する考察の何れを見ても、小都市及び主要村落中心地にある小規模土着銀行（但し、この範疇からは自己資金を元として業務を行ふ單なる金貸業者は除外する）の意義は、當然理解されるべきでありながら、しかもひろく理解されてゐない。しかしこれらの銀行は農村地方に正常な銀行の便宜が無い場合、農民に對して眞の便宜を供して來たのである。そして、これらの銀行の大部分は株式銀行の代理店が開拓し得ぬやうな隔遠の地に業務を営みつゝあり、また、その業務方法は登録された銀行などが直接模倣することを容易に許さぬやうな遣方である。即ちこれら土着銀行の成功を收める所以のものは、借入者の正直・廉直、銀行家自身が有する當該地方の實情、金融事情に關する廣汎且つ精密な知識、業務費の著しい削減及び經營能率に存するのである。

中央銀行業調査委員會は、全國に業務を営んでゐる土着銀行の總數の推計を行はなかつた。尤も、若干の州委員會は若干の州における土着銀行數が數千行にのぼることを示した。これらのうちでも、ビルマ一圓に活動してゐる南インドのナガラツタル組合 Nagars-tar Community の銀行組織は、特に留意に値しよう。近年、土着銀行は近代式銀行の方

法を採用し、有益な金融機關としての價値を實證したが、そのことはこれら土着銀行が現下の世界經濟恐慌によつて招來された最近の著しい危機にもめげず殘存してゐることでも分る。そして、農家負債救済の計畫を立てる場合には、これら土着銀行に關する實際知識と觀察とを考慮に入れねばならぬ。

中央銀行業調査委員會の見解によれば、インドの銀行は、ヨーロッパ式銀行組織の能率と土着銀行家の節儉とを指すべきである、といふ。しかしながら、これは周到に立案した全國的計畫及び明確な結果を目的としたプログラムに基いて事業を営むことによつてのみ齎されるであらう。

中央銀行業調査委員會は、また、次のごとき歎願を容れた。即ち、土着銀行家の地位の向上及びインドにおける銀行組織の一員としての有用性の増大を結果すべき何等かの行動が望ましい、といふのがこの歎願の趣意である。インドの町の總數二、五〇〇のうち（人口五千人以上のもの）株式銀行及びその支店による利便に均霑してゐる町は僅々四百に過ぎず、兩餘の二、一〇〇の町（及び其他數千の主要中心地）においては、農業、農村商業

及び小工業は、ほとんど全部土着銀行家の金融に依存してゐる、と推定されてゐる。また株式銀行が存在する町においてさへ、國內商業及び國內送金の大半が土着銀行家の手を経てゐることは、周知の事實である。五年ほど以前、インド中央棉花委員會 Indian Central Cotton Committee が棉花栽培者の金融状態を詳細に調査したが、その調査によれば、棉花栽培者の六五パーセントはソウカル Sowcar 即ち土着銀行家から借金をして居り、一三パーセントは協同組合から、また一五パーセントはおほむね自己資本を前貸したに相違ないと思はれる地主から、それぞれ借金をしてゐることが分つた。

土地銀行の將來における有用性が銀行家自身によつて最大限に利用せられ、また一般投資家に對して最小限の危険をしか與へぬやうに利用せられるためには、土着銀行を組織化し、これを國內の一般銀行組織と結合せしめるやう努力を致さねばならない。もしも土着銀行がかゝる組織の便益を得ることが出来るならば、自然貸付金に對する利子を引下げらるであらうし、従つて奥地において農家負債の増嵩を阻止し國內商業金融を促進するため、豊富な低利信用が利用可能となるであらう。そして、これが銀行家自身にとつて有利

であり、また、農家にとつて明かな救ひの手であることは云ふまでもない。

(二二) 協同組合金融

インドの協同組合が行つてゐる銀行業務及び組合が組合間に節儉・貯蓄を奨励してゐることについては、既に農業に關する章に述べたとほりである。

インドの郵便貯蓄銀行 Post Office Saving Banks は、とくに銀行の皆無な地域で銀行業務を行ふことにおいて、よく小さくはあるが有用な役目を果してゐる。郵便局現金現在高證明 The Post Office Cash Certificates 及び郵便貯蓄銀行預金の高は、一九二八—三二年において平均それ／＼三・四七千萬ルーピー及び一・三八千萬ルーピーを數へ、合計四・八五千萬ルーピーであつたが、これらは過去二年間に突如急増を示した。即ち、一九三二—三三年におけるそれらの額は一一・〇六千萬ルーピー及び五・二〇千萬ルーピーで合計一六・二六千萬ルーピーに達したが、一九三三—三四年にはこの記録さへ破られ、それぞれ七・八〇千萬ルーピー及び九・一〇千萬ルーピーとなり、合計額は一六・九〇千萬ルー

ピーに及んだ。このことは、適當な奨励を行へば、下層階級の貯蓄を有効に集め得ること及びこれを國內の工業上の必要に振向け得ることを示してゐる。

(二三) 保 險

一九三一年にインド國內に業務を営んでゐた保險會社の總數は二八二社で、そのうち一三五社はインド人の經營にかゝるもの、殘餘一四七社は外國人の經營のものであつた。また、保險證券所持者概數は、約七一四、〇〇〇人でそのうち五〇二、〇〇〇人はインド人であつた。また、保險契約高は一六八千萬ルーピーであつて、これにより會社側は年額八・五千萬ルーピーの保險料を收受するが、そのうちインド人經營保險會社の收受する分は約四・五千萬ルーピーで、それに對する保險證券の金額は九四千萬ルーピーである。

インド人經營の生命保險事業は、近年漸く進歩を示した。即ち、一九二〇年における新規契約高及び既存保險契約高合計は、それぞれ五・一七千萬ルーピー及び三・一千万ルーピーであつたが、一九三一年には一七千萬ルーピー及び九四千萬ルーピーにそれ／＼増加し

てゐる。

これを各國についてみると、大體一九三〇年頃の生命保險契約高は、アメリカ二四、〇〇〇千萬ルーピー、イギリス三、〇〇〇千萬ルーピー、カナダ一、三〇〇千萬ルーピー、日本一、〇一九千萬ルーピーである。従つて、人口一人當り契約高は、アメリカ二、三〇〇ルーピー、カナダ一、七六〇ルーピー、イギリス七三〇ルーピー、日本一五七ルーピーで、インドは僅に五・五ルーピーに過ぎない。(註一)

其他の形態の保險、即ち火災、海上、自動車等の損害保險にあつては、インド人及び外國人兩者の經營になる全保險會社の保險料収入は三千萬ルーピーにのほり、そのうちインド人會社は業務遂行に對して受取る分前として、僅々〇・五千萬ルーピーを得てゐるだけである。

インド人經營保險會社全部の總資産は二七千萬ルーピーで、これは大部分政府證券に投資されてゐる。また約三・六六千萬ルーピーは國外に投資されてゐる。一方、日本では一九一四—一五年における保險契約高總額は三六〇千萬ルーピーで、これは一九二一—二二

年には一、四五〇千萬ルーピーに増加し、更に一九三一—三二年には三、六五八千萬ルーピーに激増した。このうち、約三分の一は生命保險によるもの、殘餘は傷害、火災、海上運輸、雇傭、汽船、自動車、竊盜の各保險によるものであつた。

國內行政事務に掌はるすべての政府官吏が加入することの出来るインド郵便保險基金 The Indian Postal Insurance Fund の被保險者數は一九三一年に七九、〇〇〇人餘で、その保險契約高は四・四六千萬ルーピー、收受した保險料は年額〇・七五千萬ルーピーであつた。

アメリカでは四人に一人は保險に入つて居り、イギリスでは一〇人に一人が、日本では五人に一人が、そしてインドでは五〇〇人に一人が保險に加入してゐる。これによつても、生命保險の思想がまだまだインド國內に普及してゐないことが明かである。

(註一) 一九三三年六月一九日、ロータリー・クラブにおけるアムリットラル・オージャ Amritlal

Ohja 氏(カルカッタ、インド人商業會議所會頭)の演説によれば、其他諸國の人口一人當り保險契約高は、次のとおりである。ニュー・ジールランド九八四・五ルーピー、オーストラリ

ア七五〇・七ルーピー、スエーデン五六三・七ルーピー、イタリー四一八・〇ルーピー、ノルウェイ三七六・七ルーピー、オランダ三三八・二ルーピー。

(一四) 外國保險會社の競争

インドにおける生命保險會社の繁昌は、國民一般が保險の利益に無智であることによつて阻碍されるのみならず、またインド國內で活動してゐる外國保險會社の競争によつても阻碍せられてゐる。よく聞く不平であるが、外國保險會社の保險料拂戻制度がインド人經營保險會社が當然得べき分前を妨害してゐる、といふことがある。また、インドの諸銀行が外國人經營保險會社には便宜を與へてゐるのに、インド人經營の保險會社には同じ便宜を提供してゐないといふその態度も亦、土着保險事業の遲々たる成長の大きな原因である。更にまた、インドにとつて最も重要な「目に見えざる」損失の一つは、巨額の保險料がインド國內に活動してゐる外國保險會社に支拂はれるといふことである。すべての種類の保險を勘定に入れると、約一〇千萬ルーピーはこの形態をとつて國外に出て行く勘定で

あると計算せられる。従つて、もしもこの事實が廣く理解されるに至るならば、また、インド人經營保險會社が損害保險に留意し、今後五年間損害保險事業の發展計畫を立てるならば、この一〇千萬ルーピーのうちの相當な部分をインド國內に止め得ることにならう、と信じられる。

(一五) 保險の重要性

保險は、加入者に對して保險固有の利益を齎すことは別としても、個々の保險會社に巨額の資金を蓄積し、この資金は國內の長期信用に利用することが出来る。生命保險會社は一方において國民の間に節約を奨励すると共に、他方においては國家の爲に富の蓄積をなすといふ役割を果し得る。さて、保險事業の成長は、商工業の發達と密接に結びついてゐる。蓋し、保險によつて創造された資産は、工業、鐵道、海運等の諸企業に利用し得るからである。だが、不幸なことには、インドにおいては、適當な管理と政策との缺如の故に保險事業による資金の大半はこのやうに利用されてゐない。アメリカでは保險會社の資金

はその五一パーセントまでが抵當貸付及び工業諸企業に投資されて居り、政府證券に投資されてゐるのは僅か九パーセントに過ぎない。ところが、インドではこの資金の七五パーセントは政府證券に投資され、インド工業はこれによる利益をほとんど享けてゐないのである。

(一六) 株式會社

英領インドにおいて株式會社の形式で事業を營んでゐる會社の數は、一九三〇—三一年には六、六七五社を數へ、また、分限した限りでは、土侯國內におけるそれは六五三社を數へてゐる。従つて、全インドにおける株式會社の總數は七、三二八社である。また、一九三〇—三一年末における英領インドの株式會社の拂込資本總額は二七一・三千萬ルーピーで、土侯國のそれは一一・四千萬ルーピーであり、合計二八二・七千萬ルーピーを數へる。従つて一會社當り平均拂込資本額は三九萬ルーピーである。

(一七) インドで活動してゐるイギリス系諸會社

これらの他に、インド國外で登録されてゐるが英領インドで業務を營むイギリス系會社がある。一九三〇—三一年におけるその數は八五三社で、その拂込資本金は七二八・七百萬磅であつた。また、土侯國內で業務を營むイギリス系會社は合計四四社、その拂込資本金は一三・六百萬磅であつた。かくて、全インドで業務を營むイギリス系會社の總數は八九七社で、その總資本金額は七四二・三百萬磅である。但し、これには以上の諸會社の發行にかゝる社債一三四百萬磅は含まれてゐない。さて、このうちインド國外で法人組織となつた大部分の銀行、保險會社及び若干の海運、貿易會社は、その資本のごく僅かしかインドに投下してゐない。しかし、このインドに投下された資本の割合に關する正確な資料は得られない。もしもインドの金融政策が、充分資料を有する政廳及び議會によつて、決定さるべきものであるとすれば、かゝる資料は法律の力によつて蒐集さるべきであり、また輸出入の推算及びインドの商業取引の純結果において當然解明さるべきである。

インドにおける諸會社及び登録された商社の年収益は、一九二二年から一九三〇年に至る八年間平均で五三千万ルーピーであつた。だが、一九三〇年以後は恐慌の結果収益は激減し、一九三二―三三年には僅か二九千万ルーピーであつた。

さて、著者はインドの地位を比較検討するために、主要工業國の株式會社數及びそれに對する投下資本の額を確めようと試みた。次表はそれが結果である。

株式會社の比較

年 度	社 數	拂込資本金(千萬ルーピー)
アメリカ	一九二七年	四七五、〇三一
イギリス	一九二九年	一一〇、一三九
日 本	一九三一年	五七、二二六
カナダ	一九三一年	一八、五七六
インド	一九三〇年	七、三二八
		二八二・七

上表はインドにおける株式企業の極めて微々たる進歩の跡を示す。これは一面において

は政府の獎勵策の缺如により、他面においては國民の間における組織的な訓練及び協同動作の缺如によるものである。だが、株式企業の成長は經濟的進歩にとつて缺くべからざるものである。従つて、この種の企業を促進する爲に諸困難を除去し、また實業家に對してはあらゆる獎勵を與へるやう、即刻調査を行ひ方策を講ずることが必要である。

附録統計表

統計表に関する解説及び註釋

以下の十表は、インドの經濟狀態に関する根本的な諸統計を一望の下に收めるものである。而して、これらの統計表は、工業、商業及び一般經濟活動について、進歩の先驅をなしてゐる他の五、六ヶ國とインドとを比較するものである。

インド政廳の統計は、行政上の必要に関する資料を専ら取扱つたものであるが、生産に関する統計は不完全であり、國民所得・國富については口を噤して語らず、またインドを過去のインドと、並びに他の國々とそれ／＼比較する點において不充分である。そこで、インドに関する點において不充分であるか、乃至は缺如してゐる場合には、諸表中該當欄には概數——大體は推定による——を掲げておいた。

さて、インド及び進歩的諸國に関する比較統計資料は、次の十項目の下に配列して示した。

- (1) 人口統計
- (2) 職業統計
- (3) 歳入、公債、國民所得及び國富
- (4) 生産
- (5) 農業
- (6) 工業
- (7) 外國貿易
- (8) 交通
- (9) 銀行
- (10) 教育

尙、これには出来るだけ最近の數字を使用した。たゞ、比較のために、もつと古い數字

を使用せねばならなかつた場合は例外である。また、最新の参考書をも参照した。資料を得、また統計表作成の参考とした出版物の表は本表の末尾に掲げた。

讀者は統計表に含まれる數字の絶對的大いさよりは、むしろその割合に注目されたい。蓋し、絶對的大いさも勿論重要ではあるが、割合は本書中に示したインドの全體的地位の完全とまでは行かずとも、少くも一つの例證と看做しうるからである。

國際聯盟は、本書において筆者が企てたやうな類の比較統計を公刊し始めてゐるが、國際聯盟自身が自認してゐるやうに、「多くの場合においては、同一題目に關する諸國の資料の性質が區々であり、また算計方法も相違してゐるため、精密な比較を行ふことは困難である。」この言は本書の諸統計にもそのまま妥當する。即ち、統計表中の項目の下に掲げられた數字が、常に比較された各國全部について同一の状態を示すものと考へることは出来ないからである。また、資料が全然得られず、推定數字では誤りになりさうな少數の場合には、その欄は空白にしてきた。

また、國際的比較を容易にする爲、外國通貨は爲替相場を基準としてインド通貨に換算

したが、換算の割合は當該數字の關係してゐる年の平均相場である。

全體としてみれば、以下の十表は、經濟生活の各分野におけるインドの地位、状態について、大まかな結論を引出し得る資料として、信憑し得ると思ふ。

(一) 統計表十表

第一表 人口統計

(1) 國名	インド	イギリス	アメリカ	カナダ	ドイツ	フランス	日本
(2) 年 度	一九三一年	一九三一年	一九三〇年	一九三一年	一九三〇年	一九三一年	一九三一年
(3) 面積平方哩	一、八〇、六九	四、二七、	三、六五、三六	三、五二、〇八	一、八、九五	二、三、九九	一四七、五三
(4) 總人口	三三、八七、七六	四、一七、八八	一三、七五、〇四	一〇、七四、一四	六、七六、〇〇	四一、八六、〇〇	六、三六、五〇
(5) 都市人口	三、九七、三二	一、三、四八、二六	六、九四、八三	五、七、〇六	四、九二、五八	八、九四、七六	三、三四、〇〇
(6) 總人口に對する比率	(一一・〇)	(三〇・〇)	(五・二)	(五・七)	(一三・〇)	(四九・五)	(五・五)

(6) 農村人口 (括弧内は 總人口に對 する比率)	三三、八八八、五七七、九九、七五	三三、八〇〇、三三三	四、八〇三、一八二、四、五八四、四三三、〇七五、九、三三二、六、四三、〇〇〇
(7) 平方哩當密度(人)	一五五・五	四九〇	三三・三
(8) 全人口千人當出生數	三・九	一六三	一八九
(9) 同死亡數	二四・五	二二五	二一三
(10) 平均壽命(歲) ⁽¹⁾	三六・七	吾六 ⁽²⁾	五・四

註 (1) 欄は必ずしも(出欄の年度と一致せず。

(2) イングランド及びウェールズのみ。

(3) イングランドのみ。

(4) 一九二六年度。

(5) 一九二五年度。

第二表 職業統計

(1) 國名 インド イギリス アメリカ カナダ ドイツ フランス 日本

(2) 年 度	一九三一年	一九二一年	一九三〇年	一九三一年	一九二五年	一九二六年	一九三〇年
(3) 總人口(千人)	三三、八八八	四、一六六	一三、七六六	一〇、三七七	六三、一八一	四〇、七四四	六四、四四〇
(4) 有業人口 (千人)	一五、三九〇 ⁽¹⁾	一九、五七三	四八、八三六	三、九三四・五	三三、〇九三	三二、五九四・一	二九、三〇・五
(5) (3)に對する (4)の百分比	四五・八%	四八・八%	三五・八%	三九・七%	五〇・七%	五三・五%	四五・三%
(6) 農、漁業等人口 (千人)	一三、七三二	一、三〇九	一〇、五二四	一、三三三・三	九、七二・四	八、一九九・九	一四、六九・二
(7) (3)に對する (6)の百分比	九〇・四%	三・三%	八・八%	二・八%	一五・四%	二〇・二%	三三・八%
(8) (4)に對する (6)の百分比	七三・二%	七・一%	三三・〇%	三三・三%	三〇・五%	三八・三%	五〇・三%
(9) 鑛、工業人口 (千人)	一五、七〇七 ⁽²⁾	九、四一・八	一五、四三・六	九七八・〇	一三、三九・二	七、二四・八	五、七八・五
(10) (3)に對する (9)の百分比	四・四	二二・二	一三・六	九・五	二〇・九	一七・五	八・九
(11) (4)に對する (9)の百分比	一〇・二	四七・二	三三・七	二四・九	四一・三	三三・三	一九・五
(12) 商業、交通業 人口(千人)	一〇、三五四	四、〇〇八・四	二、九七・六	六九三・一	五、二七・五	三、六四〇・九	五、八九・二
(13) (3)に對する (12)の百分比	二九	九・三	九・七	六・七	八・三	八・九	九・一

(14)	(12)	(14)に對する の百分比	六六	二〇七	二四・五	一七・七	一六・四	一七・〇	二〇・二
(15)	(13)	(15)に對する の百分比	〇・三	二・六	〇・九	一・一	一・〇	一・二	三・二
(16)	(15)	(16)に對する の百分比	二・二	五・九	二・二	二・九	二・〇	二・二	七・〇
(17)	(15)	(17)に對する の百分比	二・三〇	八・五	三・四・八	二・四・三	一・三〇・四	七・四・六	……
(18)	(18)	(18)に對する の百分比	〇・七	二・〇	二・八	二・三	二・五	一・九	……
(19)	(18)	(19)に對する の百分比	一・五	四・四	七・〇	六・二	四・一	三・六	……
(20)	(18)	(20)に對する の百分比	二〇・五七	二・八九・二	六・一四・二	六・八・一	一・七四・八	一・九七・二	八七・五
(21)	(21)	(21)に對する の百分比	六・一	六・五	五・〇	六・四	二・八	二・九	一・三
(22)	(21)	(22)に對する の百分比	二・三	一四・七	二二・六	一七・二	五・七	五・六	三・〇
(23)	(21)	(23)に對する の百分比	……	……	……	……	……	……	……

註 (1) 有業人口の三分の二は農業人口であるが、これは一年間に約半年だけしか正規の仕事をしていない。

(2) 使用労働者數十人以上の鑛山、栽培場、近代的工場に使用される者の数は、二五、〇〇五、二八〇人であつた。

第三表 歳入、公債、國民所得及び國富

(1) 國名	英領インド	イギリス	アメリカ	カナダ	フランス	日本
歳入(中央、州及び地方團體)						
(2) 年 度	一九三一年	一九三三年	一九三〇年	一九三一年	一九三三年	一九三一年
(3) 總額(千萬ルピー)	二六八 ⁽¹⁾	一、三三四 ⁽²⁾	二、七三三 ⁽³⁾	二〇五	四〇〇 ⁽⁴⁾	四九七 ⁽⁵⁾
(4) 人口一人當(ルピー)	一〇	二九〇	三三三	一九七	二一五	二五
公債						
(5) 年 度	一九三二年	一九三二年	一九三二年	一九三一年	一九三一年	一九三二年
(6) 總額(千萬ルピー)	一、二二二	一〇、一七七	五、四三三	五、五五	五、二六	九四〇
(7) 人口一人當(ルピー)	四	二二七	四〇	五三・六	一、三三〇	一四
國民所得						

印度の經濟構造

三一四

(8)年 度	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
(9)總額(千萬ルピー)	四、九五五	三、四三三	一、三三九	二、六二八	一、四七二
(10)人口一人當(ルピー)	一、〇九二	二、〇五三	一、三六八	六、六六	七、七

(11)年 度	一九三〇年	一九二五年	一九二八年	一九二九年	一九二八年	一九二四年
(12)總額(千ルピー)	一三、〇〇〇	二九、四三三	一三、三三五	八、三四四	一八、八七七	一三、六四五
(13)人口一人當(ルピー)	四二	六、七二	九、五五	八、〇三三	四、五六二	二、三〇八

- 註 (1) 中央及び州は一九三二—三三年度地方團體は一九三〇—三二年度。
 (2) 中央は一九三三年度、地方は一九三一—三二年度。
 (3) 聯邦は一九三三年度、州は一九二九年度。
 (4) 中央財政收入のみを示す。
 (5) 中央は一九三一—三三年度、縣は一九三一—三三年度、市は一九三一—三二年度、町村は一九三一—三三年度。

第四表 生産(1)

(1)國 名	インド	イギリス	アメリカ	カナダ	日 本	ドイツ
(2)生産總額(千萬ルピー)	三、五〇〇	二、四三・八	一、三三七七	八八五	一、四〇八・五	……
(3)人口一人當(ルピー)	七	五三二	一、〇〇三	八五二	三三四	……
第一次産業						
(4)農業(千萬ルピー)	二、〇三三	二、六六一	二、一〇五	三三三	三、四〇・五	六、六・七
(5)林業(同)	六	二・七	五、五・六	八四	二、八・九	……
(6)漁業(同)	三・三	四	三・七	一三	三、四・三	……
(7)合計(同)	二、〇六三・三	三、三二八	二、六九三・三	三三九	四、〇三・七	……
(8)人口一人當(ルピー)	五九	六八	二九	三〇七	六七	二二・一
第二次産業						
(9)工業(千萬ルピー)	四〇八・二 ⁽²⁾	一、八九〇	八、八七	四八九	九、五・二	一七、三二・三
(10)鑛業(同)	二八・七	二五〇	一、三三三	七	四九・六	……

附録統計表

三一五

印度の經濟構造

(11)合計 (同)	四六・七	二、一〇四	一〇、二〇	五、六	一、〇〇	……
(12)人口一人當(ルーピー)	二二	四三	八三	五四	一七	二八・九

三二六

註 (1) 本表の數字は全部が當該年度に該當するものではなく、一九二四年乃至一九三一年に至る間のどの年かに該當するものである。

(2) このうち一四六千萬ルーピーのみが大規模工業の推定生産物價値である。

第五表 農 業(1)

(1) 國名	英領インド	イギリス	アメリカ	カナダ	ドイツ	フランス	日本
面積(百萬エーカー)	六九・三	六〇・三	二、三五六	二、二六四	一一・八	一三・一	九四・五
(2) 總面積	……	……	……	……	……	……	……
(3) 耕地面積	三二・九 ⁽²⁾	二二・六	九五・六	一四〇・九	一〇・七	二〇・七	……
(4) 灌溉地面積	四七・七	……	一九・六	一・三	……	……	……
(5) 食穀作付面積	二〇九・六	五・五	二四・八	四七・七	二九・五	二七・二	二二・四
(6) 商業作物作付面積	四三・〇六	〇・四五	五四・三	〇・六八	一・四	一・〇	〇・五二

(7) 森林面積	八七・九	二・九	五八・八	七・三	三・一	二七・二	四九・七
人口	……	……	……	……	……	……	……

(8) 農業従業者(百萬人)	七・九	一・三	一〇・五	一〇・八	九・八	八・一	一四
(9) 持する者(百萬人) (實際労働者を含む)	一九・三	……	三〇・四	……	一四・四	……	……
(10) 全人口に對する農 業従事者の百分比	六・八%	三・〇%	八・五%	一〇・四%	一五・四%	一九・九%	二二・四%
(11) 全有業人口に對する 農業従事者の百分比	六・四%	六・七%	二・五%	二七・五%	三〇・三%	三〇・八%	四八・三%
(12) 農業従事者一人當 面積(エーカー)	三三%	二六%	八七%	一四〇%	三%	一三%	四・三%

(13) 農家總數(百萬戸)	五	〇・五	六・三	〇・七	五・一	……	五六
(14) 一戸當面積(エーカー)	五	五	一七	一九・八	三	……	四・二

(15) 總額(千萬ルーピー)	……	……	一五・九〇	二、〇四八	……	……	……
(16) 全人口一人當(ルーピー)	……	……	一、二二〇	一、六六九	……	……	……

附録統計表

印度の經濟構造

三一八

(17) 農業従事者一人當 (ルーピー) …… 一四,五四四 一八,六三〇 ……

(18) 總生産額千萬元 (ルーピー) 一,五八八 三六・一 二,二五五 三三三 六六・七 …… 三四〇・五

(19) 全人口一人當 (ルーピー) 五九 六三 一七五 二二三 一一・一 …… 五七

(20) 農業従事者一人當 (ルーピー) 一六六 二,二〇一 一,九三三 二,〇五五 六八〇 …… 三三三

(21) 家畜(百萬頭) 二,三三九 五・五 一八二 一七・四 五三・三 七〇・四 三九

註 (1) 本表の數字は全部の國について同一年度のものではなく、一九二五年から一九三二年に至る間の様々の年のそれである。

(2) このうち三二・八百萬エーカーにおいては二毛作乃至三毛作が行はれる。

第六表 工業⁽¹⁾

(1) 國名	インド	イギリス	アメリカ	カナダ	日本
(2) 工場數	九,四三三	一〇七,五〇〇 ⁽³⁾	一七四,一六六	二四,〇二〇	五九,八七七
(3) 労働者數	一五,三六一,三三三	七,七〇〇,五〇〇	一四,一〇一,六五三	六四四,四三九	五,四九〇,三一一

(4) 生産物總價値(千萬元ルーピー)	八〇〇	四,三六三	一九,四四四	九三三・五	一,九〇五
(5) 生産物純價値(千萬元ルーピー)	四〇八	一,九三三	八,八五七	四八九	九三三・三
(6) 労働者一人當生産物純價値(ルーピー)	三六五	二,五〇〇	六,三三七	七,六四七	一,六一
(7) 全人口一人當 同上 (ルーピー)	三三	四二二	七三	四七	一五八
(8) 投下資本額(千萬元ルーピー)	七〇〇 ⁽²⁾	七,七〇七	三三,〇〇〇	一,四四五	一,〇〇九 ⁽⁴⁾
(9) 製品輸出額(千萬元ルーピー)	四三	五七	八五	八一	三四二
(10) (9)の純生産額に對する百分比	一〇・五%	三〇・六%	一〇・一%	一六・六%	三三・八%

註 (1) 本表の數字は全部が當該年度に該當するものではなく、一九二六年より一九三二年に至る間の何れかの年に屬するものである。

(2) 民族資本推定額約三〇〇千萬元ルーピー。

(3) 商業經營體を含む。

(4) 公稱資本額。

第七表 外國貿易

(1) 國名	(2) 年度	(3) 貿易總額 (千萬元)	(4) 人口・人當貿易 額(ルビ)	輸入	輸出	(5) 輸入總額 (千萬元)	(6) 食料品 (千萬元)	(7) 原料品 (千萬元)	(8) 製造品 (千萬元)	(9) 雜品 (千萬元)	(10) 對する百分比 (%)	(11) 輸出總額 (千萬元)	(12) 食料品 (千萬元)	(13) 原料品 (千萬元)	(14) 製造品 (千萬元)	(15) 雜品 (千萬元)	(16) 對する百分比 (%)
イソド	一九三一年	英國	七六六	三三	三三	一六六	一四	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一三	一三	一三	三	三三
イギリス	一九三一年	英國	七六六	三三	三三	一六六	一四	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一三	一三	一三	三	三三
アメリカ	一九三一年	英國	七六六	三三	三三	一六六	一四	一〇	一〇	一〇	三三	三三	一三	一三	一三	三	三三

位階の總數總額

三三〇

カナダ	一九三一年	三六	三六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
ドイツ	一九三一年	三六	三六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
フランス	一九三一年	三六	三六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
日本	一九三一年	三六	三六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

三三〇

第八表 交通

(1) 國名	インド	イギリス	アメリカ	カナダ	ドイツ	フランス	日本
(2) 商船(總噸數)	二七,八〇〇	一九,八七五	一三,四〇〇	一,四〇〇	四,一六四	三,五五八	四,三三三
(3) 自動車數	一七四,四〇〇	一,五八,〇七五	二六,六七五	一,二二,七三三	七五,〇四四	一,五四四,〇七五	九五,七一九
(4) 自動自轉車數	二五,七一九	七四,二三三	一一〇,七五七	九,四七五	七九,〇七五	四四,五五五	二四,三三三
(5) 鐵道哩數	四,一五二	三,一六三	三六,八二六	四四,一七五	三,三三三	三三,九四四	一三,三六三
(6) 道路哩數	二五三,一三五 ⁽¹⁾	一九〇,三三三	三,〇〇九,〇六六	四三,九四三	...	五九三,八四四	五九二,四八四
(7) 郵便局數	三三,九六三	三三,九六三	四八,一五九	一一,四七七	六〇,九五〇	...	一一,二九六
(8) 電信局數	四,六七五	一一,五四三	三三,四九〇	四,六六一
(9) 電話器數	五八,八九四	二,〇五四,四九三	二〇,九八,〇五九	一,四〇二,八六一	三,二四九,〇一一	一一,一三三,〇〇〇	七五,〇〇〇
(10) 水路哩數	四,〇〇八	四,八八三	二六,四二〇	二,七二〇	七,六八九	六,二四四	...
(11) ラヂオ(人口千人當受信器數)	〇.〇三 ⁽²⁾	九	九	五〇	六一	三六六	二四七

(12) 航空(旅客飛翔哩數)	一四,〇五五 ⁽³⁾	一,八〇四,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	四,〇七五,三三三	六,七五〇,六三三	五,八四九,〇〇〇	一,〇六三,六三六
(13) 電力生産高(百萬キロワット時)	一,八五五 ⁽⁴⁾	一六,六〇〇	一一五,〇〇〇	一六,〇〇〇	三五,五〇〇	一四,四〇〇	一四,一〇〇

註 (1) 英領インドのみ。
 (2) 實數九、二七四。
 (3) 旅客飛翔哩數五四九五哩を含む。
 (4) 概算。

第九表 銀行

(1) 國名	インド	イギリス	アメリカ	カナダ	フランス	ドイツ ⁽²⁾	日本 ⁽³⁾
(2) 年度	一九三〇年	一九三二年	一九三一年	一九三二年	一九二九年	一九二八年	一九二九年
銀行營業所	八八三	一一,五五七	三三,〇七一	四,一七六	二,〇六一	二,一六六	六,六六〇
(3) 行數	二五	二七五	一七九	四七	四	三	一〇一
(4) 人口百萬人當

附録統計表

印度の經濟構造

(5) 銀行資本金及 積立金(千 萬ルビー)	三・五	三六・五	三、五四・六	一一・七	四八・九	二二・三	三三・三
銀行預金							
(6) 預金總額 (千ルビー)	二七・六 ⁽¹⁾	三、三六・五	一三、七六・七	八・三	五〇・五	一、〇八四・八	一、四〇七・五
(7) 人口一人當預 金(ルビー)	六・四	六九・八	一一・三	八・四	一一・三	一六・七	二二・五
貯蓄銀行預金							
(8) 郵便貯金(千 萬ルビー)	三〇・三	三六五・七	九・五	六・五	三四八・九	……	三六・九
(9) 郵便貯金口 座數	二、四七、六三三	九、八五、八七	七〇、八九	八〇、〇九八	九、八三、〇三	……	八、三三、七三
(10) 其他貯蓄を合 む合計(千 萬ルビー)	三・四	一、三三・九	六、六七・三	三・一	五三・一	一、〇九・五	三・六
(11) 人口一人當預 金(ルビー)	二・二	三六・八	五三・七	三・八	一五・一	一六・四	八・九
(12) 爲替相場換算率							
	一磅=三・三 ルビー	一弗=二・七 ルビー	一弗=三・七 ルビー	一法(一九二九年) =一・〇・〇七 ルビー	一法(一九三二年) =一・〇・二五 ルビー	一ライヒ =〇・六八 ルビー	一圓 =一・七 ルビー

註 (1) インドにある外國爲替銀行への預金六八・二一十萬ルビーを含む。
 (2) フランスに関する數字中(8)乃至(11)は一九三一年度の數字。
 (3) 日本に関する數字中(8)乃至(9)は一九三一年度の數字。

第十表 教 育

(1) 國 名	全インド	英領インド	イギリス ⁽¹⁾	アメリカ	カナダ	ドイツ	フランス	日 本
読み書きの能力あるもの								
(2) 年 度	一九三二年	一九三二年	一九三二年	一九三〇年	一九三二年	一九三五年	一九三六年	一九三五年
(3) 全人口 (百萬人)	三三三	三三三	四三〇・七	一〇五・七	八・八	六二・四	四〇・四	五九・七
(4) 読み書き能 力のある者 (百萬人)	三六	三三・七	三三・五	九	六・三	五〇・二	三三・二	四三・八
(5) (4)の(3)に 對する百分比	八・五%	七・二%	七・五%	七・六%	八〇・五%	八〇・一%	八二・七%	七二・七%
在學中の學生								
(6) 年 度	……一九三〇年	一九三〇年	一九三〇年	一九三二年	一九三二年	一九三三年	一九三〇年	一九三〇年

附録統計表

(7) 總數	……	一三、 六八、〇六	八、七九、一四	三、 一五、二六	二、五三、七四七	一〇、 四三〇、七四	六、三七一、四九	一三、 四八、五九
(8) 全人口に對する百分比教育費	……	四・六	一八・八	三・七	二四・四	一六・〇七	一五・三	一・九
(9) 總額(千萬ルービー)	……	二八・三	一〇九・八	八〇・四	四九・七三	……	……	七・五
(10) 人口一人當(ルービー)	……	一・〇四	三・四	壹	四八	……	……	二
初等教育								
(11) 生徒總數	……	九、三三、七四八	六、二六、九三	三、 五三、〇〇〇	二、〇五、五三六	七、 四四、五、五七六	三、 二九、九三、八七	
(12) 經費(千萬ルービー)	……	八・四	六・二	三・四七	四・一 ⁽¹⁾	……	……	
大學專門教育								
(13) 學生數	……	九二、〇三八	六、七二二	九、 九一、〇〇〇	四、 一六、八	一三、 〇、八	九、 九、〇	一四、 三、八〇
(14) 經費(千萬ルービー)	……	三・九三	五	三、 七四、一四	六・六	……	……	……

註 (1) (2)乃至(5)欄は英本土のみ。
(2) 職業教育其他を含む。

(二) 参考文献目錄

以下は統計表に記載せる資料及び數字の出所たる年鑑其他の刊行物の表である。尙、各表につき参照した刊行物の概括表は後に記した。

番號	名稱及び刊行年度
(1)	Statesmans' Year Book, 1906, 1915, 1925, 1930, 1931, 1932 and 1933.
(2)	Indian Year Book, 1931, 1933 and 1934.
(3)	American Year Book, 1931.
(4)	Liberal Year Book, The United Kingdom, 1930.
(5)	Labour Year Book, The United Kingdom, 1930.
(6)	Canada Year Book, 1931, 1932 and 1933.
(7)	Japan Year Book, 1931 and 1932.

- (8) Japan Times Year Book, 1932 1933.
- (9) Europa, 1929.
- (10) Whitakers' Almanack, 1932 and 1934.
- (11) Year-Book of Education, 1933.
- (12) Chicago Daily News Almanack and Year Book, 1932.
- (13) Census of India, 1921 and 1931, vol. I.
- (14) Statistical Abstract for British India, 1919—20, to 1929—30, 1920—21 and 1932.
- (15) Abstract of The Population Census of India, 1931.
- (16) Government of India Report on Education in India, 1929—30.
- (17) Education in India in 1930-32 (1933).
- (18) Joint-Stock Companies in British India. 1927-28 and 1930-31.
- (19) Review of The Trade of India, 1932—33.

- (20) Statistical Year Book of The League of Nations, 1931—32, 1932—33 and 1933—34.
- (21) The League of Nations' Memorandum on Public Finance, Submitted to The First International Economic Conference, Geneva. May. 1927.
- (22) League of Nations' International Year-Book of Agricultural Statistics, 1930—31.
- (23) Commercial Banks. 1913—1929 (League of Nations)
- (24) Statistical Abstract of The United Kingdom, 1913 and 1917 to 1930.
- (25) Statistical Abstract for The British Empire, 1924—30.
- (26) Statistical Abstract of The United States of America 1931 and 1933.
- (27) The British Census of Production, 1924.
- (28) Macmillan Committee Report on Finance and Industry, 1931.
- (29) Annual Report of The Comptroller of Currency, United States, 1930.

- (30) Rajani Kanta Das, *The Industrial Efficiency of India*, 1930.
- (31) Shah and Kambara, *Wealth and Taxable Capacity of India*, 1924
- (32) Jathar and Beri, *Indian Economics*, Vols. I and II, 1931.
- (33) H. G. Moulton, *Japan, An Economic and Financial Appraisal*, 1932.
- (34) Colin Clark, *The National Income*, 1924—31 (1932)
- (35) F. Cyril James, *England To-day*, 1932.
- (36) G. D. H. Cole, *British Trade and Industry*, 1932.
- (37) O. P. Austin, In *These Eventful Years*, Vol. I. 1924.
- (38) Frank Yeigh, *5,000 Facts about Canada*.
- (39) P. Barrett Whale, *Joint-stock Banking in Germany*, 1930.
- (40) J. R. Cahill, *Report on Economic Conditions in France in 1928*. (1928)
- (41) H. E. Fisk, Article on "New Estimates of National Income", in *American Economic Review*, March 1930.

- (42) T. E. Thomson in *American Economic Review*, Dec. 1932.
- (43) *Bankers' Insurance Managers' and Agents' Magazine*, June 1933.
- (44) *Encyclopaedia Britannica*, 14 th Ed. Vol. X, 1929.
- (45) *Agricultural Statistics of India*, 1929—30.
- (46) *Financial and Economic Annals of Japan*, 1930.

(三) 特殊な種類別

統計系別

特殊な種類別【(1)の目録参照】

- 第 1 表 人口統計 (1) (2) (6) (7) (8) (9) (10) (13) (15) (20) (24) (30) (33)
- 第 2 表 職業統計 (6) (7) (8) (13) (15) (20) (33)
- 第 3 表 歳入、公債、國富、國民所得
 - 歳 入 (4) (6) (7) (8) (14) (21) (24) (26) (33)
 - 公 債 (1) (6) (33)
 - 國民所得 (6) (33) (34) (41)
 - 國 富 (6) (12) (33) (35) (37)
- 第 4 表 生 産
 - イ ン プ (31)

イギリス (1) (24) (27) (34)

アメリカ (1) (3) (26) (42)

カナダ (1) (6)

日 本 (1) (7) (8) (33)

ポ イ ツ (44)

第 5 表 農 業 (1) (2) (6) (7) (13) (22) (26) (32) (45)

第 6 表 工 業 (1) (5) (6) (7) (8) (14) (18) (26) (28) (30) (32) (33) (36) (46)

第 7 表 外國貿易 (1) (2) (6) (7) (8) (19) (20) (38)

第 8 表 交 通 (1) (7) (8) (10) (14) (24) (40)

第 9 表 銀 行 (1) (6) (7) (8) (14) (18) (21) (23) (25) (26) (29) (39) (43)

第 10 表 教 育 (1) (6) (7) (8) (11) (16) (17) (20) (24) (25) (26)

昭和十八年一月二十五日印刷
昭和十八年二月一日發行（五〇〇〇部）

印度の經濟構造

定價二圓五十錢

綜合インド研究室

代表 後藤 勇

東京市麹町區三年町一番地
岡 十 万 男

東京市芝區田村町五ノ二三番地
加藤 松次
(東京一〇八二番)

東京市神田區淡路町二ノ九番地

日本出版配給株式會社

配給元
東京市麹町區三年町一番地

版權
所有

(文協承認番號)
あ360300

發行所

綜合インド研究室

電話銀座六三三七番
振替東京一八七三三四番
會員番號二一五〇〇九番

綜合インド研究室・刊行圖書目録

○・マンシャート著・本研究室譯

印度の宗教對立

B6版 二一〇頁
定價 一圓五十錢

インドにおけるヒンヅ・回教の二大宗教對立の根源は古く且つ深い、而もこの宗教對立はインド獨立の一大宗對立の大きな障礙である。種々の事例を、來つてこの問題を解明せんとした筆者の意圖と卑俗に流れざる高見地を、の論旨は我々の確かな理解を與へて呉れる。英帝國の採用せる分割統治の、インドに齎らした悲劇を思ふ時、本書の與へる示唆は蓋し甚大なものがある。こ

綜合インド問題研究・本研究室編

印度の民族運動

A5版 二七〇頁
定價 二圓三十錢

その過去において明かな如くインドにおける民族運動は歴史的にも、本質的に極めて複雑深刻なものがある。時宛らう。而もそれが日本時「獨立」を起つたインドの行なう途も亦多難であらう。而もその意味が日本時「獨立」を以てこの複雑なる問題を採り上げ、インド民族運動の實體を究明せんとした所

近

印度の資源と工業

綜合インド問題研究 A5版 三〇〇頁
綜合インド研究室編 定價 二圓五十錢

刊

印度農業經濟論

R・ムケルジー著 B6版 三〇〇頁
綜合インド研究室譯 定價 二圓

終

